

会議録・令和元年9月10日第3回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和元年8月27日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 9月10日 午前9時00分 議長宣告
4. 応招議員 14名
 - 1番 高橋浩司
 - 2番 伊豆千夜子
 - 3番 山内理
 - 5番 阪井勇男
 - 6番 奥山幸洋
 - 7番 田邊ひとみ
 - 8番 松本忍
 - 9番 綿民和子
 - 10番 樋口文隆
 - 11番 下井清史
 - 12番 乾健郎
 - 13番 江京子
 - 14番 中井啓悟
 - 15番 北岡泰
5. 不応招議員
なし
6. 出席議員
14名
7. 欠席議員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田中 一夫
議会書記 肥留間晴美 中瀬弘雅 家城和司
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲哉 副 町 長 下村 由美子
教 育 長 下村 良次 総 務 課 長 浅尾 恵次
防災企画課長 奥田 昌宏 税 務 課 長 山口 隆弘
人権生活環境課長 松井 友吾 福祉ほけん課長 吉川 伸幸

会計管理者(兼)会計課長	世古口和也	健康あゆみ課	西岡 郁玲
農水商工課長	菅野 亮	まち整備課長	西尾 直伸
上下水道課長	堀 真	斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫
教育総務課長	西尾 仁志	こども課長	西村 正樹
農業委員会事務局長	大西 孝明		

10. 会議録署名議員

3番 山内 理 5番 阪井 勇男

11. 提出議案

- 同意第20号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第39号 松阪市と明和町との定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第40号 明和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 いつきのみや地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 明和町消防団条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 明和町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 明和町認定こども園設置条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第52号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 明和町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 明和町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 平成30年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第58号 平成30年度 教総－6 明和中学校校舎建設工事 請負契約の変更
- 議案第59号 平成31年度 防－1 津波対策緊急整備事業 根倉・行部津波避難タワー新築工事 請負契約の変更
- 議案第60号 令和元年度 管工－1 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 25工区 請負契約の変更
- 議案第61号 令和元年度 管工－2 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 26工区 請負契約の変更
- 議案第62号 令和元年度明和町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第63号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第64号 令和元年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第65号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第66号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第67号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第68号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第69号 令和元年度明和町水道事業会計補正予算(第1号)

- 認定第1号 平成30年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 認定第2号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第3号 平成30年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第4号 平成30年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定
- 認定第5号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定
- 認定第6号 平成30年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第7号 平成30年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第8号 平成30年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第9号 平成30年度明和町水道事業決算認定
- 追加議案
- 議案第70号 令和元年度 国体ー2 明和町総合グラウンド大規模改修工
事 請負契約
- 議案第71号 令和元年度 教総ー16 明和中学校新校舎備品購入 請負契
約
- 議案第72号 令和元年度 教総ー17 明和中学校新校舎生徒用机・椅子備
品購入 請負契約

12. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第3回明和町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

3番 山内 理 議員

5番 阪井 勇 男 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間にしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月19日までの10日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長(北岡 泰) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出していただいております、5月、6月、7月の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長(北岡 泰) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長、お願いします。

○町長(世古口 哲哉) おはようございます。

令和元年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は本定例会の会期を10日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のように今年の夏は梅雨明けとともに酷暑となりました。

また、7月末からは、毎週のように台風が発生しました。幸いにも明和町には大きな被害はありませんでした。しかし、九州北部地方では8月27日からの豪雨により、大雨特別警報が発令され甚大な被害が発生しました。改めて被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

これからが台風シーズン本番となるわけです。明和町は勿論のこと全ての地域において、災害が起こらないよう願っています。

さて、政府は「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を7月31日に閣議決定し、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとして、歳出全般にわたりこれまでの歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

また、三重県においては、「三重県財政の健全化に向けた集中取組～持続可能な行財政運営に向けて～」で、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営が可能となるよう、より一層の歳入確保に取り組むとともに、歳出面、特に経常的支出である公債費、社会保障関係経費、人件費、補助金等の毎年恒常的に支出される経費において、その構造を抜本的に見直すとしています。

これらを踏まえ、町では先日、幹部職員を対象に令和2年度の当初予算編成説明会を開きました。行財政改革はエンドレスです。財政シミュレーションでお示しさせていただいたように、これからより一層厳しくなる町の行財政運営を直視するとともに、国・県の動向をしっかりと把握し、制度改正や補助事業の採択要件の見直しも含めて、鋭意情報収集に努め、新年度の予算要求に臨むよう指示したところでございます。

それでは6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

6月18日、「社会を明るくする運動」強調月間の前に、多気郡保護司会の皆様から「内閣総理大臣メッセージ」を伝達していただきました。社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動で、今年で69回目を迎えました。社会を明るくする強調月間の7月1日、2日は、駅前での啓発活動、7月15日は、第15回「多気郡・玉城社明カップ組立飛行機選手権大会」、そして、7月30日には中学生の社会貢献活動などが行われました。安全で安心な町づくりのために様々な活動に取り組んでいただいている保護司の皆様に、心から敬意を表します。

6月21日、老人クラブ連合会によるミニ運動会が、生きがいと健康づくりをテーマに総合体育館で開催されました。当日は410人の皆様が楽しそうに、はつらつと競技に参加され、スポーツを通じた交流を図られました。

7月7日、大淀ふれあいキャンプ場で観光協会主催の「安全祈願祭」が行われ、シーズン中の施設利用者の安全を祈願しました。また、式典の後のアトラクションでは、業平夢太鼓の演奏やめい姫ダンス等の披露、恒例の宝探しや餅まきも行われ、たくさんの皆様が賑わいました。そして、たくさんの利用者に訪れていただき、楽しい夏のひと時を過ごしていただくよう祈りました。

7月16日、「鈴木三重県知事との1対1対談」をさいくう平安の杜西脇殿で行いました。対談は各市町の具体的な課題解決に向けて、それぞれの連携強化を図ろうというもので、町の課題の中から、1つ目は、上水道事業運営の広域化。2つ目は、漁業振興対策。3つ目は、玉城インターチェンジから明和町までの道路案内標識の設置。そして三重とわか国体にかかる財政支援について要望しました。知事からは、「県財政厳しいなか、いただいたそれぞれの要望は、今後意見交換等行いながら具体的な検討が前へ進むようにしたい。」と述べていただきました。

7月18日、19日、「こども食堂」が斎宮の「つどい食堂」で行われました。

2日間で30人の子どもたちが参加し、いろいろなレクリエーションも行われ、楽しい時間を過ごしました。今回の成果を踏まえ「こども食堂」の取り組みが、ボランティア団体等により一層展開されることを期待しています。

7月21日、第25回参議院議員通常選挙が行われ、当町の投票率は、選挙区、比例代表とも53.05%で、前回は6.18ポイントほど下回りました。期日前投票率は、23.39%と前回と比べ3.35%上回るという結果となりました。なお、今回の選挙では、町内の大型商業店舗で3日間期日前投票所を設置しました。

7月28日から30日まで、第59回全日本実業団女子ソフトボール選手権大会が総合グラウンドと、改修が行われた中学校第2グラウンドを会場として開催されました。開会予定日の27日は台風6号の影響で1日延期されましたが、試合当日は会場に詰めかけた、たくさんの観客が熱戦に見入っていました。

7月30日午後、三重県町村会の定期総会に出席しました。総会では政務活動として、財政基盤の充実強化、防災対策の充実強化、子育て・少子化対策の推進など、12項目の要望事項について、国及び県に要請活動を行うことを決議し、一丸となって取り組んでいくことを確認しました。

そして、8月23日には、町村会から要請した課題等について、県の各部長等に直接意見を申し述べ、各問題や課題等への対応を要請しました。

8月1日、広島で行われる平和記念式典に、明和中学校の生徒6人を代表として派遣する「出発式」を行いました。しかし台風8号の西日本への接近が予想されたことから、式典への出席は急遽取りやめとなりました。その後改めて19日に、平和記念資料館の見学、被爆体験伝承者の講話を受講、原爆の子の像に千羽鶴を奉納、原爆ドームなどを見学し、被爆の怖さ、戦争の悲惨さを学びました。

なお、8月26日には、報告会を兼ねた行政チャンネルの収録を行い、生徒たちからは、現地で見えて聞いて感じた平和の思いを熱く語ってもらいました。

7月から8月にかけては、町内の各地で伝統の行事やまつりが開催されました。7月13日は「菘村の虫送り」、「上村天王祭」、7月14日は「有爾中の

羯鼓踊り」、8月16日は「志貴の精霊相撲」、8月23日は「中村の安産祈禱相撲」が行われました。いずれも歴史ある地域の伝統行事で、携わっていただいた関係者の皆様に敬意を表しますとともに、これからも大切に継承していただきたいと思えます。

なお、7月20日に行われた大淀祇園まつりでは、夜に恒例の花火大会が華やかに繰り広げられるとともに、「令和」改元を記念して、三世古、東区、山大淀の山車が勢ぞろいし、会場に詰めかけたたくさんの観客を魅了しました。

なお、昨年度から5カ年事業で、文化遺産総合活用推進事業により明和町無形文化財記録映像作成業務委託を行っており、これらの歴史的遺産の継承保存を進めているところです。

8月26日、新しいALT、外国語指導助手として赴任したアンドリュー・フランシス・シムスさんと、ビクトリア・トーマス・ダウニーさんの入庁式を行いました。2人ともアメリカ合衆国の出身で、7月16日に退任したローガン・ジョセフ・スナイダーさんとアレクサンドラ・アマンダ・ヘンプさんに引き続き、町内の小中学校での外国語授業の補助や、幼稚園・保育所・こども園での外国語活動を通じて、子どもたちの英語教育の推進に携わっていただきます。

9月4日、今年も三重県ひじき協同組合の皆様から、「敬老福祉大会のお土産や学校給食などにお使いください」と乾燥ひじき1,500袋を寄贈していただきました。改めてお礼を申し上げますとともに、町の特産品でありますひじきの販路拡大等を、引き続き支援をしてみたいと思えます。

以上が、6月定例会以降の主な動きでございます。

本定例会の上程議案につきましては、教育委員会委員の任命同意が1件、条例の一部改正等が18件、平成30年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、工事の請負契約の変更が4件、令和元年度一般会計補正予算ほか6つの特別会計、水道事業会計補正予算、そして、平成30年度の各会計の決算

認定をお願いすることとしています。

町民の皆様が日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のために、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、総合計画に定める将来像の「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」を目指して精いっぱい努力してまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は3名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番 高橋 浩司 議員

○議長（北岡 泰） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「子どもにやさしいまちづくりについて」と「住みよいまちづくりについて」の2点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

（1番 高橋 浩司議員 登壇）

○1番（高橋 浩司） よろしくお願いたします。

皆さまおはようございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして、私より一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず冒頭に先日の全員協議会でも、町長が触れましたが、先週、三重県の

北勢地区を襲った記録的豪雨により、いなべ市では1名の方が亡くなり、4市2町で62棟の家屋が床上・床下浸水の被害に遭われました。亡くなられた方へのご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

この明和町では2年前10月、台風21号により町内各所で甚大な被害が発生しました。その被害は今年の3月末まで、1年半の復旧期間を要し、先ほど町長も言われましたけども、台風発生の多い時期になりますので、職員の皆様方、気を引き締めて備えにあたっていただきたいと思います。

それでは、私からは子どもにやさしいまちづくりについて、そして住みよいまちづくりについての2点につきまして、ご質問をさせていただきます。

はじめに子どもたちの学校生活の中で、大きな課題である小中学校のいじめについて、ご質問をさせていただきます。

いじめは全ての児童・生徒に関係する問題で、子どもたちが安心して、楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの防止と対策は大変重要な課題です。いじめが原因による児童・生徒の自殺は後を絶たず、また、学校という集団生活の中で、不安や緊張を抱え過ぎている子どもたちが、たくさんいます。

いじめとは、一定の人間関係のある、ほかの児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、その対象となった児童・生徒が、心身の苦痛を感じているものと定義づけされていますが、要は被害にあった児童・生徒がその目線で、受けた側がどう感じているのかを重視しております。

ただ、一般社会ではいじめの捉え方というのは、見た目、ふざけていただけやとか、冗談のつもりやったとか、そんなささいなことといった感覚が強く定義とのギャップがあり、実際認知されていないケースもあると思います。

三重県の発表では、平成29年度のいじめ認知件数は、小学校では1,470件、100人あたりに換算しますと、1.54人。中学校では600件で、100人あたり

1. 19人となっています。いじめ対策で最も大切なことは、いじめを認知し、早い段階で解消することであると思います。

そこで明和町における近年の小中学校でのいじめの件数及びその状況はどうなっているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 皆さんおはようございます。

長い長い夏休みを終えまして、9月2日に幼稚園部、そして小学校、中学校は後半戦といえますか、前半の後半にはなるんですけれども、スタートしたところでございます。

小学校におきましては、運動に学習に、そしてまた社会見学、修学旅行と、楽しい行事が目白押しの季節でもございます。また、中学校におきましては、とりわけ中学3年生におきましては、自らの進路に向け一生懸命勉学に励んでいただく大切な大切な時間となります。

地域の皆さんには改めまして、また子どもたちを多方面から見守っていただきますことをお願いします。よろしくお願いたします。

そんな中、高橋議員からは教育関係についての質問をいただいております。丁寧にお答えさせていただきたく思います。まずいじめについてのご質問でございます。

平成30年度の本町のいじめの認知件数は、小学校では21件、これは100人あたりに換算しますと、1.72人。中学校では3件で、100人あたり0.5人でした。いずれも解消したという報告を受けております。

いじめの発見につきましては、本人そしてまた保護者からの訴え、学校教員等が発見した場合や、学校でのアンケート調査の取り組みにより、発見したケースが多くありました。

いじめの対応につきましては、多くはひやかしやからかいなど、嫌なことを言われたりしたことで、ほかには仲間外れや無視される、遊ぶ振りをして叩かれたり蹴られたりしたというものでした。

過去5年間同様の件数があがっております。また、いじめの相談などで、三重県教育委員会より派遣しておりますスクールカウンセラー、養護教諭などもいじめ解消に向けた関わりは大きく担ってもらっておるところでございます。

また、いじめの捉え方についてでございますが、いじめの認知をめぐる現状で、全国でのいじめ認知件数の中で、最多の都道府県と最小の都道府県とで大きな開きが生じています。これはおそらく教員がいじめの事案を何度か対応する中で、いじめ問題に対し、教員それぞれがいじめの概念がつけられた可能性がございます。このため三重県でも同様に、いじめ問題の基準のバラツキが生じていると判断されたことから、県教委より、また校長会を通じて、私どものほうからも再度教員へのいじめの定義、捉え方の再度確認及び研修を行いました。

いじめはほんの些細なことから、予期せぬ方向に転じ、重大な事態になることがあるため、通常ではいじめと言わないような、お互いのけんかやふざけ合いにおいても、そしてまたいじめの兆候として捉え、全ての問題を早期の段階で認知するよう指導しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。

県全体で見ると、町はいじめ件数、中学校では3件、県下の中では確かに数字上では少ないかとは思いますが、少なければ安心だといったものでないと思います。やはり先生方の中で、教育長が言われましたけども、いじめの認識の違いがあり、今年から子どもたちの状況をきめ細かく捉え把握していくということは、非常に良い取り組みかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

いじめは人間として絶対に許されないという認識を、一人ひとりの児童・生徒に徹底させなければなりません。いじめをあおったり、見て見ぬふりをするのは、いじめと同じであり、また、いじめを周囲の大人や相談できるところに伝える、それは正しいことなんだという認識を、児童・生徒に持たさなければならぬと思います。

また、私たち大人がいじめは卑怯で恥ずべきことであり、決して許されないということを、しっかりと教えていくことが大切です。明和町ではいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会が設置され、5年が経過しましたが、この間、町としてどのように取り組んできたのかお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） いじめが大きな社会問題、そしてまた深刻な問題となって、随分久しくなっております。学校、そして教育委員会、国も一丸となって取り組みを強化してきたところでございます。

その中の1つに、私自身が思うのには、道徳の教科化も1つあるのかなと思っております。そんな中、本町もいじめ対策連絡協議会の設置をされて5年経ったわけですが、ここ数年それを含めまして取り組みをしてきたことがございますので、こちらのほうから報告をさせていただきたく思います。

まず議員のほうがおっしゃられました、いじめの認識についての取り組みとしましては、授業、学校ということでの報告になりますけれども、子どもたちがいじめはいけないことと実感をし、いじめの現場に遭遇した時、傍観者でなく、行動できるようになることを目的に、町内全小学校の4年生を対象に、いじめ防止の授業として、プレイパッカーズによる即興の演劇を実施しております。

即興演劇と言いまして、役割分担をしつつ、自分の役割を演じて、その思いに迫るといふふうな、ロールプレイを生かしたような授業展開でございます。その中で実体験をその中でする中で、子どもたちはしっかりと考えて受

け止めていくというふうなところで、授業の中での工夫を1つしました。

それからまた教育委員会としましては、いじめの早期発見のため、各学校において年2回のアンケート調査、そして教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えています。

そして、いじめ防止の啓発活動としましては、平成28年度に、児童・生徒から募集した、いじめ防止及び児童虐待防止の標語の看板を電柱に設置し、啓発を行ったところでございます。

さらに今年度から、町長も深く関わっていただきました肝入りでもあるんですけども、町独自のスクールソーシャルワーカーを設置しました。児童・生徒が抱える日常生活の悩みやいじめ、不登校などの問題解決が図れるよう、相談や聞き取りを行い、児童・生徒を支援する対策をとっておるところでございます。

こうして明和町いじめ防止基本方針を基にした、いじめ問題への対応は、学校においてやっぱり最重要課題の1つになっております。一人の教職員がやっぱり抱えるのではなくて、学校が一丸となって、組織的に対応するなど、学校においてさまざまな対策が行われているところでございます。

いじめがあることが確認された場合には、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒のまず安全を確保、いじめとされる児童・生徒に対して事情確認した上で、適切に指導することや、何より大事なのが、組織対応を行うことなどとしております。

そういった意味で対応していくように指導しておるところでございます。

いじめ防止はいじめの兆候を早期の段階で把握することが重要で、迅速に対処するために、遊びや悪ふざけを装って行われたりするなど、ささいなことでも把握をし対応することが、いじめ防止の対策であると認識をし、学校生活、学校教育活動全体を通じて、全ての児童・生徒にいじめは絶対許さない、このことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め合い、お互いの人格が尊重しあえるよう心の通う人間関係を

構築するよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） わかりました。ありがとうございます。

そうですね、今後とも関係者が一体となった、さまざまな取り組みを進めていただきたいと思います。

さて年齢が、児童・生徒の年齢があがるにつれ、子どもたちの行動は、学校や親の目から届かなくなりがちです。一般的にはスマートフォンの所持率が小学校の高学年から中学校の間まで、5、6年の間に、急速に増加するとのデータもあり、子どもたちはSNSというネット上の仮想空間で、見ず知らずの人とつながり、その空間で新たにラインいじめなども発生し、広がっていると聞きます。

そこでお伺いいたします。

明和町の小学校児童、中学校の生徒のスマートフォンの所持率と、ラインなどのSNSの使用率については、把握されているでしょうか。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） おはようございます。

先ほど高橋議員からのスマートフォンの所持率ですが、平成30年度の調査では、明和町におきましては、小学4年生から6年生の自分専用のスマートフォンの所持率は37.9%、中学1年生から3年生までは83.6%でした。因みに三重県では、小学校4年生から6年生の所持率は39.3%で、中学1年生から3年生で72.2%でした。

県内の状況から小学校ではほぼ同様の所持率となっています。中学校では11ポイントほど高い数値となっております。

また、スマートフォンでのラインやSNSの使用についての質問ですが、

平成29年度に調査を行っており、明和町では小学4年生から6年生でのラインの使用率が10.8%で、ツイッターやフェイスブックなどの使用率は2.5%でした。

中学校では、ラインの使用率が87.9%で、ツイッターやフェイスブックなどは51.5%でした。

三重県では、小学4年生から6年生でのラインの使用率は42%で、ツイッターやフェイスブックなどの使用率は17%となっています。

中学校では、ラインが88%で、ツイッターやフェイスブックなどの利用率は60.6%でございました。

三重県全体と比較しますと、町内の小学生ではやや低い数値となっていますが、中学生はほぼ県内の利用率と同様の数値となっており、中学生となりますと急激にスマートフォンの所持率も上がり、ラインやSNSの日常的な利用をしているという状況が推察できると思います。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） いろいろな正確な数字ありがとうございます。

新聞報道などで、そういった数字は目にしておりましたが、改めて正確な数字を聞くと、スマートフォンの所持率が、小学校の高学年で38%、中学で84%、ラインの使用率に至っては、何と88%ですか、ラインを中学生が使用しておるということで、これ換算すると中学生のほとんどスマートフォンを持っていて、ラインを使っているとなると7割以上が中学生の間で使われておると。あとSNS、フェイスブックやツイッターを考えると、もう無くてはならないコミュニケーションツールということになっているのでしょうか。また今後増えていくでしょうし、ただネットはいじめだけでなく、出会い系サイトによる性犯罪、高額請求や架空請求詐欺、ゲーム依存などさまざまな

問題を抱えています。

スマートフォンを持っていないと話題についていけず、友だちができないなどの理由もあり、やむを得ず子どもに持たせている家庭もあると聞きます。そのため子どもたちにスマートフォンを使う上でのモラルと、その危険性を十分に理解するための教育が必要かと考えます。

また、何よりも子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、未然防止のため、学校でのスマートフォンの規制、親子でのルールづくりが必要と考えますが、その点どのように取り組んでいるのか、ご質問させていただきます。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。

学校でのスマートフォン規制の取り組みについての質問ですが、平成30年度の三重県の調査結果から、スマートフォンを使用してトラブルにあった、あいそうになった、または困ったことがあった児童・生徒は、小学校で7.7%、中学校で13.5%といった結果があります。

主な内容につきましては、寝不足や勉強に集中できないというのが一番多く、小学校では64%、中学校では46%となっています。また、メールなどのメッセージのやり取りで、けんかとなったり、悪口や嫌なことを書き込まれたり、高額請求などのトラブルが各それぞれ10%から20%ほど起こっております。

このようにスマートフォンの所持率やトラブルの状況から考えますと、ネットいじめやネットトラブルの未然防止に向けた取り組みの必要性を強く感じております。

このため、学校ではネットいじめやネットトラブルの未然防止に向け、児童・生徒を対象とした指導及び保護者への啓発、教員への研修を行っています。

また、インターネットでの不適切な表現や映像などについては、三重県教

育委員会が実施しています、学校ネットパトロールにより SNS や掲示板などのチェックを行い、情報提供を受けネットトラブルの未然防止に努めております。

児童・生徒への取り組みにつきましては、小学校では町独自の ICT 支援員より総合学習において、インターネットトラブルを題材に授業を行っております。中学校では、毎年、三重県警察より 1 年生を対象に、ネットトラブルの講習を行っております。保護者へは校内の保護者と教職員の語る会で、ネットトラブルを題材とした話し合いや有害サイトのアクセス防止に、フィルタリングの必要性や使用に関して、親子でのルールづくりの推奨に向け、学校だよりやパンフレットなどの配布において、啓発活動に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1 番（高橋 浩司） 学校現場ではいじめやネットトラブルに対して、さまざまな取り組みを行っていることは理解しました。最近でも小さなトラブルから大きな事件へと発展したケースもあり、児童・生徒からの小さなサインを見逃すことなく、早期発見することが非常に重要だと考えております。

また、いじめにあった児童・生徒の心のケアも重要であり、三重県教育委員会からのスクールカウンセラー及びソーシャルワーカーが、子どもに寄り添い、メンタルケアにあたってもらっていると聞いております。

一方では学校で抱える問題は多岐にわたり、対応する人員が十分ではないと聞いておりますので、スクールカウンセラーなどの増員を検討するようお願いいたします。よろしく願いいたします。

続いて不登校児童・生徒について、お尋ねいたします。

学校を30日以上欠席する不登校は、三重県でも近年増加傾向にあり、平成29年度では小学生の不登校児童数が566人、中学では1,549人と多くの子どもたちが悩み苦しんでいます。

不登校の原因には、経済的困窮や家庭環境、そしていじめや友人関係をめぐるトラブルなど、複雑に絡み合っていると考えられ、また、教室に入れず保健室などの別教室に通う児童・生徒もいると聞いております。

そして、不登校と自殺行動の関係は深く、10代の自殺者を対象にした調査では、中学校時代に不登校を経験し、その多くが学校に復帰していたとのことです。大人の期待に応えようと、自分の感情を押し殺し、無理をして学校に戻っていったと言われており、その後、自殺という痛ましい結果になってしまう。この現実を踏まえお伺いいたします。

不登校や教室に入れない児童・生徒の数、また不登校の学校復帰など、明和町小中学校のこれらに関する状況はいかがでしょうか、お示してください。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。

小学校、中学校の不登校の状況につきまして、継続してですね、30日以上欠席した児童・生徒は、平成29年度は小学校で不登校児童数は9人でした。また、中学校の不登校生徒は16人でした。

それから、平成30年度の小学校では、不登校児童数は10人でした。また、中学校の不登校児童生徒数は27人で、先ほど議員もおっしゃられましたように、明和町も増加する傾向となっております。

このうち不登校から学校復帰の状況は、小学校で4人、中学校で6人復帰いたしました。復帰後は児童・生徒の様子など、担任等がきめ細やかに関わりを持ち対応しております。

また、平成30年度での保健室登校などの教室に入れない児童・生徒につきましては、小学校では2人、中学校では18人でした。保健室では養護教諭が教室に入れない児童・生徒からの相談にのっています。中学校では

養護教諭以外に心の相談員も配置しており、相談員が生徒から話を聞き、相談して授業を受けております。

先ほど議員がおっしゃられたように、不登校の原因はそれぞれ児童・生徒の家庭環境や友人関係、学力の不安等々の児童・生徒が置かれている状況が複雑に絡み合い、不登校が長期化している現状がございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。

想像以上に多いですね。30年度の中学生での不登校生徒27人、それと保健室などで授業を受けている18人、もう40人近く授業を教室で受けられないという状況、明和町が増加傾向にあるということも含め、明和町では松阪教育支援センターにある鈴の森教室を活用されていると、ちょっと聞いております。

ただ不登校の児童・生徒の学校復帰や社会的に充実を支援していると聞いておりますが、そこに通うには明和町から、明和町といっても山側の池村のようなところから、海側の大淀・下御糸のところから齋宮駅まで行き、電車に乗りまたバスに乗り継ぎということで、なかなか不登校の児童・生徒に、それらの負担というのは、相当エネルギーを要するのではないかなというふうに思います。

仮に保護者が送り迎えをすとしても、保護者に対して相当な負担がかかるというふうに考えます。そう考えると通いやすく利用しやすい学習の場を確保することが、町内でも必要ではないかと。

例えば明和町の教育支援センターの創設やインターネットを活用した通信教育など、学校以外で学べる多様な選択肢が、子どもの不登校や自殺行動を防ぐとも言われており、その整備が必要ではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。

明和町では、現在中学生に学習の場を提供する、学びの里があります。同様に町内に不登校などの教育支援の受け皿や、デジタル教材導入などのお考えはいかがでしょうか、お示してください。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 私自身、教育支援センターのほうで、3年間勤めておった経験もございまして、復帰の取り組み、子どもたちの学校復帰の取り組みに力を注いできた経緯がございます。

その中で担任をしている時も当然のようにあったわけで、その時もやはり私たち教員にとっては、目の前に子どもが来ていない、それから来れない状態にあるということは、一番辛いことでもございます。

それだけに不登校児童・生徒の学校復帰、議員がおっしゃるように、学校へ復帰することが、全てではないんですけれども、復帰させたい思いは、しっかりと持ちつつ、子どもたちと関わっていくこと。そこにやはり教育というものがあるのではないかなと、私自身は考えております。

そんな中で不登校に陥った状況、原因は、まず人それぞれでございます。現在、学校での不登校の対応は、学級担任、それから学校規模によっては学年集団、そして養護教諭、スクールカウンセラー、また今年度より配置したスクールソーシャルワーカーが、本人そしてまた保護者から相談を受け、登校を促したり、保健室登校や別室登校での授業であったり、教育支援センターへつないだり、電話や家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど、さまざまな指導援助を行い、学校復帰に向け対応しているところでございます。

しかしながら、現実には長期にわたって登校できずにいる子どもたちもいるわけですので、悩みを持ち、苦しんでいる不登校の児童・生徒が、利用しやすい、やっぱり教育支援ができる施設、それからまた高等学校にあるような通信教育といった、学校以外の教育支援を受けられる場、施設が、町内に

は議員がおっしゃられたようにございません。

他市への通学にもなり、児童・生徒、保護者には心配、負担がかかっているのが現実です。ただ学習の機会の保障ということは、私たちが絶対守っていかなければならないことだと思いますし、そういった意味からも、そしてまた、子どもたちの居場所づくりという意味からも、不登校が長期にわたっている子どもたちや、利用しやすい施設や自宅での通信教育等、そうですね、学習の補填が補習がしていけるような、さまざまな支援方法を、やっぱり模索していかなあかんと思いますし、本当に現実に1日も早くいろんないい方法を考えていかなければならないなと考えております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） はい、繰り返しとなりますが、学校生活を苦痛と感じている児童・生徒のより所になる受け皿が、町内に必要ではないかと考えます。

また大人たちは少しでも子どもの異変に気づいた時には、その気持ちを受け止め、状況によっては無理に学校に行かせない、そういった選択判断も必要になるのではないかと考えます。

子どもは社会経験が少ない分、大人が想像する以上に、学校が全てだと考えがちで、休んでもいいんだよと、そういったメッセージを大人が送り、気持ちを楽しませ安心感を与えることが大切ではないかと考えます。

あと保護者の焦りが子どもを一層追い詰めてしまう、そういったケースがあると聞きます。親が安心感、安定感を持って、普段どおりに子どもに接することができるよう、またそれによって子どもにゆとり安心が広がるよう、保護者に対する支援についても、ご検討をいただきたいと思います。

そして、不登校生徒との関わりは、担任教諭など中学校卒業まではあると

聞きます。ただ卒業後は不登校による学業の遅れや、進路選択上の不利益、社会的自立がうまくいかず、そこで長期にわたる引きこもりにつながることも多いと聞いております。

明和町ではスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒に対し支援活動を行っているとのことですが、卒業したから支援が終わるのではなく、引きこもりを防ぐ観点からも、継続していくことが必要になると考えますので、町として切れ目ない支援を行っていただくよう、要望としてお伝えいたします。

続きまして、2つ目の質問、住みよいまちづくりについてのほうへ移りたいと思います。

住みよい環境、そして公共事業によるまちづくりをベースに、下水道関連についてお尋ねいたします。この6月の国会において、浄化槽法が改正されました。これにより都道府県知事は生活環境に重大な悪影響を及ぼすおそれのある単独浄化槽の撤去や、合併浄化槽への転換命令ができるようになりました。

一方明和町の汚水処理は、下水道整備として、農業集落排水及び公共下水道が進められておりますが、昨年12月の一般質問でいただいた回答では、町の財政が厳しい中、現在、3分の2の地域が未整備であり、今後の見通しもなかなか立てられないというものでした。

このことについて、昨年11月に地元の国史跡齋宮跡協議会と齋宮地区自治会で、5,201名の署名とともに、齋宮駅のトイレの改修など請願を近鉄に行いましたが、回答はトイレの改修は町の下水道整備に合わせるとのことで、結局いつになるか検討がつかないという状況です。

地元の駅の利用者ですら、長年劣悪な環境に晒されているトイレを敬遠するありさまで、公共交通機関の齋宮駅として、観光客の方々を気持ちよくお迎えするための玄関口を、なんとかしなければならない、そういった状況にあります。

全国の市町村では、下水道整備計画の見直しが進められ、松阪市でも昨年の10月に一部地域について、下水道事業の廃止見直しを行い、事業費500億円以上の削減と整備期間20年の短縮を見込んでいるとのこと。

そこでお尋ねいたします。

下水道整備事業の進捗が図られながらも、町内、特に役場周辺では、住宅団地開発が進んでいます。この地区の新しい世帯は整備された下水道へ接続しているのか。浄化槽による処理はどれだけ増えているのか。このエリアの接続率はどうなっているのか。近年の状況をお聞かせください。合わせて、これを現在、明和町の持つ下水道整備計画や、その区域に照らし合わせた場合、整合性はとれているとお考えでしょうか。

また、現時点での明和町の下水道未整備世帯の汚水処理の状況を、数値も合わせてお伺いいたします。

それと町長、昨年の12月の一般質問で、町長は下水道整備の見直しを含め検討していきたいというふうに答弁されました。こういった状況の中で、早急に見直しを行い、これまでの下水道整備から町が設置及び管理する公共型合併浄化槽による整備、そういったものにシフトするべきだと思いますが、その点、町としてどのようにお考えなのか、お示しをお願いします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

それでは、私のほうから下水道整備計画の見直し等について、ご説明をさせていただきますと思います。高橋議員のほうから何点かにご質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず第1点目の現在、役場周辺の開発でございます。明和町におきましては、明星周辺と役場周辺、開発のほうが多く進んでいるような状況でございます。

その中で現在、役場周辺におきましては、過去3年にのぼりちょっと調査をさせていただいたところ、平成28年には9件の開発行為があり、83区画。

平成29年には3区画の開発行為があり、24区画。平成30年には4つの開発行為があり、65区画。合わせて3年間で16の開発が行われ、172の区画が整備されておるような状況でございます。

その中で下水道、農業集落排水事業も含むになりますが、つなぎ込んだ家屋が100件、合併浄化槽を設置した家屋が72件となっております。接続率といたしましては、下水へ接続させていただいたのは58%となっているような状況でございます。

それ以外につきましては、浄化槽で処理をされているという家屋が増えているような状況でございます。

次に町内の現在の浄化槽、そして単独、合併、汲み取りの家屋数につきましてでございますが、平成31年浄化槽の処理人口調査というのを、毎年報告させていただいております。その数値を読みとらせていただきますと、単独浄化槽が2,023件、合併浄化槽が2,741件、汲み取りの家屋が824戸となっております。

参考に下水道につきましては、宮川流域が現在46戸、公共下水のフレックス処理におきまして1,289、農集下御糸北で303、農集の上御糸・下御糸で800戸、2,438戸がつながれておるような状況でございます。

そして次に、今後の下水道計画についてということで、ご質問いただいております。

平成30年第4回定例会におきまして、高橋議員からご質問を受けさせていただきます。本年度におきましては、下水道事業の見直しのために、効率的な事業計画のための基本計画策定の業務委託を発注させていただいております。これは基本的に下水道の見直しを実施させていただいておることでございます。

効率的な事業のために発注させていただいております。下水道区域の変更に伴い区域から外れる箇所を整備方針を見直すために、一般廃棄物の基本計画、下水道から外れた分につきまして、浄化槽でどういうふう処理をし

ていくかということも、同時に基本計画のほうを業務発注させていただいておるところでございます。

方向性についてでございますが、議員が言われておりますように、松阪市では分母を減らして、事業を実施されておるという話を聞かさせていただいております。

そのような状況の中で、当明和町におきましても、同じように分母を削っていくという話の中で、廃止を目途とする、そういうことを目的とさせていただいて、現在、調査を実施させていただいておるような状況でございます。

そして、その外れた場所についての管理でございますが、そちらにつきましても市町管理型で実施できないか、浄化槽についてはできないかということ、考えておるような次第でございます。

今後の流れでございますが、この下水道整備計画、今までもお話させていただいておりますように、伊勢市と大淀幹線につきましては、いろいろと絡みがございまして、歩調を合わせて調整をさせていただいておるような状況でございます。

今後の流れといたしましては、3月議会の委員会におきまして、進捗状況をご報告できるかなというふうにご考慮しておるような状況でございますので、もう少しお時間をいただきたいというふうにご考慮しておるような次第でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 町長。

○町長（世古口 哲哉） 先ほど課長のほうから申し上げましたとおりですけども、下水道の計画につきましては、今見直しをかけておりますので、分母を小さくする方向をですね、視野に入れながら費用対効果とか、いろいろなことを考えながらですね、考えていきたいというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 課長お答えいただきまして、ありがとうございます。

整備された区域にも関わらず、接続率が127件のうち100件、こうなると接続率が60%下回っている、58%とさっき接続率を言われましたけども、4割以上が新たに浄化槽を設置していると聞きますと、改めてこの下水道という事業への違和感というか、必要性に疑問を強く感じるんですけども、下水道の整備計画の大幅な見直しをすることで、先ほども申し上げました、斎宮駅のトイレの改修、これが下水道の区域に入っているからということで断られているんで、それを見直し、そこから外れることによって、進展が図れるんじゃないんかというふうに考えたりもします。

今回の6月の合併浄化槽の法改正は、下水道整備から公共型合併浄化槽への転換を後押しする内容になっております。町の台所事情が厳しいおり、出費を抑制するため、是非とも大胆な見直しを進めていただき、より住みよいまちづくりに向けて、取り組んでいただきますよう要望いたします。

続きまして、上水道について、お尋ねいたします。

昨年12月、また今年の6月に、一般質問をさせていただきましたが、上水道の老朽管の改修や、耐震化は待ったなしの状況にあります。このことについて、町単独では財政的に厳しい状況であり、近隣市町との広域連携を検討したいとの答弁を、世古口町長からいただいております、また7月の鈴木知事との一対一対談では、先ほど町長も申されておりましたように、鈴木知事に対し水道基盤強化に、県が主体的に関わるよう要望されました。

こういった状況の中、現在明和町の公共料金の見直しを検討しているとの話を受けており、昨年の12月の一般質問では、水道料金の値上げが必要になるうとの答弁もあり、先日の全員協議会でも各種手数料や使用料の値上げの説明、また、保育料や給食費等の値上げに関しても、言及がありました。

そこでお尋ねいたします。

上水道の現状と課題、今後の事業や料金改正の方針や見通しについて、町のお考えはいかがでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

上水道料金の料金改定について、町の考え方について、ご説明させていただきたいと思っております。

水道料金の見直しについてご質問いただきました。料金改正はこの課題につきましても、避けられない課題であるということで、認識をさせていただいております。

現在の状況についてご説明をさせていただきます。この9月議会でもご報告をさせていただく予定でございますが、上水道の本年の収入といたしましては、2,800万円の黒字となっております。昨年につきましては、3,200万円の黒字ということになってきております。ちょっと黒字幅が減少してきているような状況でございます。

料金改定につきましても、消費税の改正に伴い、改正をさせていただいておる以外といたしましては、平成22年に5%の値上げをさせていただいておるような状況でございます。もうこれから約10年経ってこようとしております。

近隣の市町を確認させていただきますと、10m³当たり基本料金の対比になりますが、明和町では10m³当たり1,130円、多気町では1,944円、1.5倍ぐらいあります。そして伊勢市が1,240円、松阪が1,242円、近隣では一番安価な料金設定となっております。

明和町は今のところ人口減少には至っておりませんが、近隣では顕著に人口減少が進み、また、電化製品の発達に伴いまして、水の利用率も格段に減っているような状況でございます。

このため前回の一般質問でもお答えさせていただきましたが、本年度にお

きましては、老朽管の更新計画、耐震計画を策定し、来年には経営戦略を作成する中で、老朽管、耐震化の工事を実施していかなければならないと考えております。その中で料金改定は避けられない課題であるというふうに考えております。

議員も言われましたように、知事との一対一対談の実施をさせていただく中で、町からも提案させていただきましたように、広域化、事務の一元化、こういうことをさせていただくことで、スケールメリットで、少しでも経費が抑えられることによりまして、住民の皆様、お客様のですね、ご負担を抑えられるという取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

住民目線に立たせていただきまして、丁寧な説明の下、改正を実施させていただいてと考えておるような次第でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 公共料金の値上げをするには、課長が言われていたように、町民目線、町民への丁寧な説明を通じ、理解を得ることが前提ですが、国全体で経済状況が厳しく、よく言われるように、10年以上も可処分所得が下がり続けている中で、町として町民目線、住民の負担を軽減できるところは、しっかり軽減していくということが必要と考えます。

公共料金には国や地方公共団体に対し、事業者が料金の届出を行い、認可されるものがあり、例えば電気事業がそうで、その電気料金は国民の負担を軽減するため適正、公平な料金算定が求められております。

国は平成28年に電力自由化を行い、これまでの電力会社、地域独占、寡占状態から新たな事業者との間で、競争原理が働き、この地域でも料金の値上げとサービスの向上が進みました。

そして、携帯電話料金に関しても、大手三社の独占、寡占状態に対し、昨

年4月総務省は楽天の携帯電話の事業算入を認め、来春から新たな選択肢としてスタートすることとなっております。

また、昨年8月には菅官房長官が、携帯料金は4割程度値下げるべき、儲けすぎだという異例の発言をするなど、政府は国民利用者の負担の軽減をはじめサービス向上を促す施策を実施しております。

これを明和町に置き換えますと、先ほど触れました町の公共料金の見直し、値上げにおいては、全ての公共料金の適正化を図る必要があると思います。公共料金にもさまざまな種類、性格のものがあり、1つひとつ丁寧に調査、分析をしていただきたいと思います。

例えば近隣市町との比較を含め、あくまで町民目線で適正・公平な独自の算定方法を模索するなど、そして一步踏み込み、安価な料金設定、サービスの維持向上に努める必要と責任があると思いますが、これら公共料金全般について、町としてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 高橋議員から公共料金全般にわたるサービス及び料金について、ご質問を受けました。

町として所管するサービス及び料金につきまして、主なものいたしましたのですが、先ほど上下水道課長も申し上げました水道料金などがあります。ほかにも下水道の使用料や、各種手数料、給食費などがあると思っております。ほかにもたくさんありますけれども、私が町長に就任してからですね、できる限りの歳出の抑制を図る中で、収入についてもですね、増やすことを考えていく必要があるということで、各課においてですね、使用料や手数料についてもですね、いろいろ見直しをすることを申しつけてきたところです。

5月の連休明けにはですね、各課からのヒアリングも受けた中でですね、こちらの使用料や手数料の改定について、検討を行ってきたところです。

その結果としまして、この9月の議会においても、手数料の料金等のもので、改定をお願いしているところでもありますけれども、今後におきましても、

ほかの先ほど申し上げた料金以外のところもですね、公共料金、公共サービスの料金につきましては、いろいろなものがありますので、そこら辺のところはですね、今後も近隣の市町の状況等々も見た中で、いろいろ改定に向けて考えていかなければならないというふうに思っておるところです。

なお、今回の改定に伴うというわけではないんですけども、そういう料金の改定だけではなくてですね、住民の皆さんの利便性の向上のためということで、来年の2月からコンビニにおいて、住民票等の交付が行えるよう、今、準備を進めております。そういった形で、今後におきましてもですね、適正なサービスと適正な料金設定については、考えていく必要があるというふうに思っておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 町長ありがとうございます。

町全体の公共料金に関しまして、適正化を進めていただくというふうに答弁をいただきました。繰り返しとなりますが、公共料金の値上げをする時は、町民負担を軽減できる部分は軽減していくという両輪で実施していただきたいと、強く要望いたします。

最後に町を取り巻く環境は、社会的な大きな変化や厳しい経済状況などさまざまな課題があり、非常に難しい財政運営であると理解しております。その中でも守るべきものは守り、変えるべきものは変えていかなければならないと思います。

それらを鑑み今回の一般質問では、多くの可能性を持つ子どもたちを守るための、子どもにやさしいまちづくり、そしてさまざまな事業の大胆な見直しにより、明和町に住んで良かったと言ってもらえるための住みよいまちづくりの2点につきまして、質問をさせていただきました。

多くの皆様から話を聞く中で、いろいろとお尋ねしたいことが多いため、

まともきらずお聞き苦しい点もあったかと思いますが、その点はお容赦いただき、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、高橋浩司議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって暫時休憩いたします。前の時計で25分まで、よろしく願います。

（午前 10時 15分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 25分）

7番 田邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「住民の願いをかなえる公共交通を」、もう1点は「太陽光発電に関して」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（7番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○7番（田邊 ひとみ） 通告に従いまして、一般質問を行います。

先ほど高橋議員も述べられましたけれども、今、日本では自然災害がどん

どん、どんどん毎年のように大きな災害、これが起こっております。こちら明和町内でも被害が発生したり、三重県の北西部での痛ましい事故、そういうものもございました。

また、昨日は関東地方に台風が来て大きな被害、こういうものも出ております。こういう部分で、やはり私たち一人ひとりも気をつける部分もございませうけれども、行政また国県、そういうものがしっかりと税金を投入をして、そして一人ひとりの命を守る、そういう政治を行っていく。こういうことを強く求めたいと思います。

まず最初にこういうことを述べさせていただきまして、一般質問に入りたいと思います。

まず最初に「住民の願いをかなえる公共交通を」ということで質問を行います。

高齢者の皆様や自動車の運転をされていない方に、大きな影響がある町民バス、タクシー関連など明和町の公共交通機関について、質問を行います。

12月議会の一般質問でも、この問題を町政に問いましたが、その後です、町内の多くの皆さんから、「本当に何とかしてもらわんと、これから先々不安で免許を返納することすらできやん。本当に何とかして欲しい。」こういうようなご意見がたくさん寄せられております。

町内どこに行っても、こういう話題が出てくる、そう言っても過言ではございませう。それだけ多くの明和町の皆さんが、強く望んでいらっしゃる、こういうことなんだと考えております。

また、高齢者の自動車事故のニュース、こちらも多く耳に入ってきております。少し前、夏前でしたか、松阪市でも商店に車が突っ込んだと、こういうことを松阪市の方からお話を伺っております。急いで対策を講じていかないと、明和町でも大きな事故につながってしまいかねない。こういうことも心配しております。

また、町内在住のある方が、このようにおっしゃられておりました。安心

して買い物に行ける、安心して病院に行ける、このような公共交通、これが整備をされれば、今、自分が持っている老後の大きな不安も、大きな安心に変っていくのに、全くもって私もそのように思いました。

この地域の交通問題、明和町だけではなく、今、日本全国すべての地域で切実な問題となっております。どこの自治体でも、この問題を解決することが急務である。でもなかなか良い手段が見つからない。そういう悩みを抱えている、それが現状だと、こういうことも認識しております。

また全国的にさまざまな取り組みも行われております。5月8日の中日新聞の鈴鹿・亀山版では、鈴鹿市の取り組み、こういうものが掲載されました。市長の意向として、公共交通樹立への実証実験を行うという記事でございました。

またお隣の伊勢市でも、循環バスの実証実験、これを今年行っております。いったん8月で1回目の実証実験が終わり、9月からはバス停の数を増やすとか、運行時間を長くするとか、こういうことを行って、また3月頃まで実証実験、こういうのを続ける。こういうお話も伺っております。

先ほどの新聞記事にもございましたが、人口がどんどん少なくなっている社会の中で、公共交通の運営、これもまた厳しくなっている。その一方では超高齢化、これがどんどん進んでいき、お年寄り、高齢者からの公共交通の需要はますます高まってきている。この問題はやはり急いで解決していくことが求められると、このように考えております。

そこで質問を行いたいと思います。

こちら明和町でも鈴鹿市、伊勢市、その他の市町のように、もっと積極的に公共交通の充実の取り組みを進めていただきたいと思います。これに関しての町長のお考えを伺いたいと思います。

公共交通の整備は、まちづくりの基盤でもあると思われれます。その観点から公共交通の在り方を考えていただきたいと思います。こちら明和町は広い土地で、車がないと隣の集落へ行くことすら困難な地域、こういうものもご

ございます。病院や買い物に行くにも、徒歩ではとても無理な地域、これが多いことも事実でございます。

また病気の場合、病状によっては町内の病院では対応できない。伊勢や松阪へ行かあかんようなケース、こういうのもございます。

私自身も5月の連休中、地元のかかりつけ医へ行ったところ、対応が難しいからと紹介状を渡され、大きな病院に車で走らなければならなかった、こういう体験もしております。自家用車なしでは過ごせない、これが明和町の本当の現状ではないでしょうか。

こういう問題を1日でも早く解決をして、自家用車がなくても過ごせる明和町、これをつくっていくことが求められるとっております。

また公共交通に対する思いは、生活環境や年齢、体力、そして気力、人それぞれ本当に10人いれば10通り、100人いっしょに100通りの要望があると思われま。すべての人の思い、これを実現するというのは、大変困難なことであるというの、十分に私も承知をしております。

ですけれども、少しでも便利に、そして快適に利用することができる公共交通の在り方、これを検討してつくりあげていくことこそが、これからの社会では必要なことだと考えております。

そこで、いろいろな地域での考え方、これを見てもみますと、まず大きく2つの点、高齢者の交通手段の確保、空白地域の解消、これを問題と捉えて、解決策へ向けてアプローチをしていく、こういうやり方をしているところが多いように見受けられます。

お尋ねします。高齢者の交通手段の確保、空白地域の解消、こういう2つの観点からの地域交通の充実、こういうものを図っていただきたいと考えます。これについて、それぞれの考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のほうから、明和町の公共交通、それから高齢者の交通手段の確保、それから空白地域解消について時々、ご質問を

いただきました。

町といたしましては、以前からも町民の生活状況を考慮した、効率的な町民バスの運営に努めてきたところであります。しかしながら、一方ではバス停までの距離の問題や、ダイヤについての要望や問い合わせも多数いただいております。

平成15年からコミュニティバスを、町民バスを運行し、その都度ダイヤ改正やルート変更は最大限、利用者さんのご意向を考慮する中で、見直しを行ってまいりましたが、すべての要望にお応えするまでには至っていないというふうに思っているところです。

そのような中、デマンド方式の導入や、町民バスの台数の追加など、真剣に検討する時期にきているのかなというふうに思っております。

現時点で、町民バスに併せて空白地帯にデマンドバスを入れることなどを考えてはおりますけども、どのような形で入れるとか、経費の問題とかもありましたので、直ぐには難しいとは思いますが、議員がおっしゃるように、今後はですね、団塊の世代の免許返上者の方が増えてくることが想定されますし、交通弱者の方もおられます。

それでは、収入の少ない方などもおられますので、その方々の公共交通機関、交通手段の確保というのは、大きな課題になると思っておりますので、そのように認識しておりますので、今後も検討を行っていきたいと考えているところです。

近隣市町におかれましてもですね、同じような問題を抱えておられると思いますので、近隣市町の取り組みも参考にさせていただきながらですね、今後は考えていきたいなというふうに思っております。

それから、伊勢市さんと今、町民バス乗り入れのやつをやっておるんですけども、お隣の松阪市さんともですね、そういった形で乗り入れができないかということも踏まえてですね、今後は積極的に協議の場もですね、つくっていききたいなというふうに思っております、少しでも利便性を高めていき

たいというふうに思っております。

それから、高齢者の交通手段の確保と、それから空白地帯という部分なんですけども、高齢者の交通手段の確保という部分につきましては、町民バスのほうで十分ではないかもわかりませんが、担っている部分があるかどうかというふうには思っております。充実というのは図っていくことは考えていきたいというふうに思っております。

空白地帯の部分につきましては、どうしてもバスですと入っていけない部分があるということで、行けてない部分がありますので、ここら辺につきましては、今後のですね、先ほどのデマンド方式にするのかとかいうことを検討していきたいというふうに思っております。

そういうバスとかいう部分ではなくてですね、他のサービスでもですね、そういう補完ができないのかということも踏まえた上でですね、今後は検討をしていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま町長のほうから答弁をいただきました。

この公共交通は大きな課題であるということをつえられて、これからいろいろ検討を進められると、このような前向きな答弁をいただきました。こういうことは大変本当に大切なことですので、本当に全国的な事例をみますと、本当にこれは難しい状況というものもあると思います。

また、明和町ですと地形的にも、広い範囲を平面のような土地で、ルートを真っ直ぐもって行って、バスを順番に走らすとか、そういうのが難しい地域があつて、そういう地域の条件というというものもありますけれども、そういうところはしっかりと、やっぱり考慮いただいて、より良い公共交通をつくっていただきたいと思います。

また、先ほどデマンド方式とかそういうのは、お隣の玉城町ではこういう

こともやられておられます。そういう中では私の玉城のほうにも、ちょっと調査とかそういうのも行ってきたんですけれども、またその中でもいろんな問題も出てきていると、そういう部分もあるので、できれば最新の情報を入手していただいて、いろいろ検討をお願いしたいと思います。

また、高齢者の交通手段の確保に対しては、ある一定いまの町民バスもそれを担っているのではないかと、そのような答弁もいただきました。確かに明和町を走っているバスを見ていますと、高齢者の方が乗られて活用されているのかなと、そのように見受けられるんですけれども、やはり私自身も中海という在所で、町民バスは自分の集落には入ってきておりません。

そういう中でやはり年齢の高い方、高齢者の方からはバス停まで歩いていく、そういう距離というのを、先ほど町長も言われましたけど、その距離というんが凄く大きい、このように感じております。中海ですと須田というところまで行かないとバス停がない。こういう現実で、何とかならんのかという声もあがっております。

そういう中で、高齢者の方が現実的にどれだけの距離なら歩けるんか、こういうニーズの調査と、こういうのも今後は必要になってくるのではないかと考えております。

ある一定以上の歩行がきついなという方で、今はバスの利用というのは控えているんですけれども、近いところにバス停があって、利用しやすい交通手段であるんやったら、バスに乗るのにな、こういうニーズがいま町内にたくさん埋もれているのではないかと、こういうことも考えております。

そのような住民の皆さんに対する本当の意味でのニーズ調査、こういうことはこれまでこちら明和町で、行われてきたんでしょうか。これをちょっとお答えいただきたいと思います。もし調査されていないというんでしたら、そういう取り組みも是非起こっていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） ニーズ調査につきまして、ご質問をいただきました。

ニーズ調査につきましては、これまで何度が行ってきております。最近の調査としましては、平成27年度と平成29年度に調査を行いました。27年度では394名の方、29年度は190名の方からご意見をいただいておりますが、回答をいただいた方々は、町民バスの利用者や役場ホームページ、庁舎、町内の各公共施設など外出可能な方やネットが閲覧できる方々でありました。

本当に困っている方々の意見がどれほどあったかということは、はっきりわかっておりませんが、議員おっしゃるように、高齢で例えば体の不自由がききにくい方々にも、ご意見などを伺わなければならないというふうに思っております。今後は幅広く意見を聞くために、老人会でありますとか、いきいきサロンでありますとか、利用者などにもお声掛けをして、幅広く意見を聞いていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 私は介護施設で働いていた経験があるんですけども、その中でやっぱりそういう介護施設、デイサービスを利用されている方でも、デイサービスの休みの日に、ちょっと車を押しながら、パーマ屋へ歩いてって途中で暑くてえらなって、座って休憩したんやとかでね、そういう方もいらっしゃる。そういうようなところで、やっぱりそういう方々、要介護認定を受けているとか、そういう方々の中にも、バスを利用されたいと希望される方とかもあると思うんで、そういうところで調査対象を、もうちょっと広げて、広い目でそういうのを調査いただけたらと、これはちょっと要望でさせていただきます。

そしてまた先ほど町長の答弁でも、いろんな形での模索して検討していき

たいというふうに言われているんですけども、私もいろんな自治体の取り組みを調べてみたら、自治体のフォローだけではなくて、お店との連携とかタクシー会社との連携、お店というのは商店なんですけれども、それとかタクシー会社との連携、地域の助け合い活動、また社協との連携、介護の総合事業で新サービスが可能になった部分での介護福祉の分野としての、そういうことが検討できないだろうか、そういうところを模索しているところもありました。

松阪市でもそういうところで、いろんな取り組みをされているとも聞いておりますけれども、明和町でも柔軟な考え方で対応していただきたいと思うんですけども、そういうような部分でいろんな対応というのはできないでしょうか、ちょっと答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） さまざまな取り組みがございます。事業者によるものや、住民同士の助け合いによるもの、それから町が関与するもの、いろいろなものがあるかと思えます。

例えば事業所のものであれば、イオンやスーパーサンシなどで、住宅の宅配サービスのようなものもございます。それからぎゅーとらやとくし丸なんか連携されて、移動販売なんかもされてみえます。住民同士の助け合い活動におきましては、ボランティアとして買い物の代行をされてみえる方がおみえになったりとか、そういった活動に対しては社会福祉協議会なんかも、活動の支援をされたりとかということもされています。

町におきましても、一人暮らしの高齢者の方へ配食サービスを行ったり、移動の利便性を高めるために、買い物や外出なんかしやすいように、町民バスの運行やタクシー利用への助成なんかも行ったりということはしているところでございます。

町としましては、そういったさまざまなニーズに応えられるように、地域や事業者や関係団体とも話し合いながらですね、橋渡しであるとか、あるいは

そういう活動への支援であるとか、そういったできることについて、いろいろまた取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 是非ともほかの地域、日本全国いろいろな地域の取り組みというのを、敏感に受け取っていただいて、そういうことが明和町で対応できていかないかということも、今後とも検討をお願いしたいと思っております。

また、民間同士の助け合いというのを、松阪市のほうでもちょっとやっていたんですけれども、いろいろ問題も出てきて、ちょっと限界というか、頭を打っている部分というのも出てきていると、こういうような話も耳にしておりますもんで、そういう部分でも、そういうところにやっぱりちょっと公的な手助けがあると、民間同士でのいろいろなことも、スムーズにいくんではないかと考えますので、こういうことは要望として申し上げておきます。

公共交通に対してなんですけれども、過去には地方の公共交通に対して、国の補助金等がございました。県の補助金もあったというような話も聞いております。でも、国が補助金を廃止したら、県のほうもこういうのを止めてしまった、こういう話も聞いております。

地域の公共交通の整備は全国的、また全県の、急いでやるべきであって、必須の案件だと考えております。国や県に対して、補助制度を改めて充実させる、復活させる、このような声をあげていただきたいと考えております。このことに関しての町長のお考えをお答えください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 明和町の町民バスにおきましても、三重県の全市町対象のコミュニティバスの事業の補助金がありまして、当該補助事業によりまして、スタートしたという経緯がございました。

以前は三重県の補助金もありまして、特別交付税と合わせて町の持ち出しは10%程度でございました。現在は県の補助金がなくなりまして、80%の特別交付税のみとなっております、20%の町の持ち出しというふうになっております。

補助事業の復活は三重県内全市町共通の案件でもあると認識しておりまして、既に三重県町村会からも県に対して、毎年度、要望書も出されております。当町としましても、町村会を通じて引き続き要望していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 是非とも、やっぱりこういう事業を進めるには、本当にお金が必要やということで、国県をしっかりと動かすことを声をあげていていただきたいと思います。

あと何点か住民の皆さんからの声、願いの声なんですけど、この場所で質問をいたします。

答弁の中にもございましたけれども、現状のバス運行について、町民バスこれが目の前を走っているバスとか、自分の家の近くにやってくるバスが、どこ行きのバスなんか、ようわからん。どれに乗ったらええのか、よくわからずに乗ってしまって、間違えて全然違うところへ行ってしまった、こういう声がちょっとたくさん届いております。

どのバスがどこを通過して、どこに行くのか、もっとわかりやすいようにしてほしいなという声、本当にたくさん届いております。何か改善策を検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 現在は4ルートです、3台のバスで運行しているために、ルートごとのバスの色分けや、大きな表示盤をつけ

たりということができないのが現状でございます。

ルートが変わったバスにおきましては、その都度、行き先表示の案内を手作業で直しまして、運転手が手作業で直しまして、乗車時に乗客に行き先を確認した上で出発をするように、運転手が声掛けをしておりますけれども、すべての乗客にですね、対応することも難しいのが現状でございます。

昨年10月の路線及びダイヤの見直しでは、すべてのバスがイオン明和店に乗り入れておりまして、イオン近くの自治会の皆様におかれましては、通過するバスがあったり、イオンや役場から乗る場合には、行き先表示がわかりにくいという問い合わせなどもございます。

実際に乗り間違いも年間数件あるというふうに認識しております。今後、行き先の表示の仕方につきましては、委託業者とも協議をしまして、わかりやすい表示に努めていきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 高齢者だけじゃなくて、私もわりと行き先を見ずに電車に乗ってしまったりとか、バスに乗ってしまったりとか、本当に失敗が多いんですわ。これは高齢者に限らず、こういうことがあるし、目の前にバスが来たらフッと乗ってしまうということがあって、その時にやっぱり間違ったと降りられるとか、それやったらここのこのバスやとかいうようなことを、しっかりとできるような形というのを、ちょっと検討していただきたいと思います。

続きまして、タクシーの利用に関して、要望の声があがっておりますので、これもちよっとお伝えをします。高齢者の方からなんですけれども、高齢者の皆さんはどうしても病院通いが多くなると、こういう現実がございます。加齢とともに体調に不安が出てくる、それは当たり前のことやし、誰もが多

かれ少なかれ、いつか行く道やし、避けて通れやん道やと、そのように高齢者の方もおっしゃっております。

今、明和町ではタクシー券の補助制度がございますけれども、これを交付してもらうには、いろいろ条件があつて制限があります。例えば同居の家族のある場合などは交付されやんということがございます。ですけれども、同居の家族というのは、一般的に普段日中は仕事に出かけていて、家には不在になる、こういうケースがほとんどだと考えられます。高齢者の方が日中に病院に行こうと思つても、家族にはなかなか頼れない、こういう現実があるんだと、こういうことをお話伺っております。

また同居の家族だからとって、夕方帰ってきて、忙しい時間に用事を頼むのは申し訳ないとか、そういうことを考えて迷つておるうちに、病院に行くことを諦めてしもたと、こういうこともある。こういうお話も伺っております。

また、これはある町民の方で、高齢者ご夫婦二人暮らしのうち実例なんですけれども、救急車を利用せざるを得ない病状で、松阪の病院に救急搬送された。その後診察を受けて、事なきを得て、お家へ帰ってくださいと言われた時に、帰宅する足がないわけです。

そういう時にタクシーを利用したら、その方がおっしゃるには、6,800円ぐらいかかった、深夜だったのかもしれないし、そういうことも金額を言われました。

それでタクシー代の支払いが大変やった。その後の生活にも支障を来してしもた、こういうことのお話を伺いました。

また病院の往復をご近所さんに、乗せたらとというご親切に甘えて、連れて行つてもらふということもあるんですけども、その場合、反対にちょっと御礼で何か持っていくとかね、私たちもそうですけども、そういうことをやると、反対に金額的に高くついてしまうんやないか。また何回とこういうことをお願いするんも心苦しい、こういうようなお話を皆さんされております。

そういうところで、高齢者の皆さんからこのような要望を出されております。例え同居の家族があっても、本当はいろいろとして欲しいんですけども、病院への通院限定でもかまわないから、交通費の補助制度をつくってもらえやんやろか、こういうことをおっしゃられております。

条件が厳しくてもかわんへん。病院の領収書とか、タクシーの領収書を提示して、後からいくらかでも補助が出る。そういう仕組みがあつたら、ちょっとは安心できるし、嬉しいのにな。こういうようなお話をされております。これも実際明和町で暮らす高齢者の皆さんからの現実の声でございます。是非とも実現に向けての考えを示していただきたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 現在行っているタクシー料金の助成制度は、基本は障がい者の社会参加の促進からスタートしておりまして、これを高齢者にまで拡大したものでございます。

現行の制度は、移動が困難な非課税の高齢者の方が、ご家族の協力が得られずに、タクシー利用をした場合に、その経済的な負担を軽減するというふうな趣旨がございます。その旨のご理解をお願いしたいところでございます。

従いまして、同居のご家族がある場合は、ご家族によるご理解と協力を是非得ていただきたいなと思うところではございます。

しかしながら、田邊議員の言われるように、ご家族やご近所の方の協力が得られないといったようなケースについては、不便さとか、ちょっと経済的な負担感も生じてくるのも確かかというふうには思います。

通院時の交通費への補助、そういったものを設けてはどうかというご提案でございますけれども、ちょっとそういった形ではなくてですね、交通弱者の課題として、全体を捉えた上で、公共交通機関であるとか、有償運送サービスであるとか、地域の助け合い活動であるとか、そういったさまざまなものを組み合わせて、出席へ行政や事業所などがですね、協働して解決してい

けるような、そんな取り組みをしていくのが肝要なのかなというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 助け合いとか、そういうこと、家族の協力って、それも大事やと思うんですけども、現実として皆さんこういう厳しい思いをされている。こういうことはしっかりと受け止めていただいて、今後のこれも大きな課題と捉えて、明和町が厳しい財政事情やというんは、十分承知しておりますけれども、何らかの方策って、また考えていただきたいと思えます。

これから消費税の増税もあります、年金がどんどん削減されていくということもあります。また、医療費も高齢者の方はまた多くとられていくというような、そういうようなことも国が考えておるやら、考えておらんやらと、いろんなことでされていくというのもありますので、是非ともお願いをしたいと思えます。

このように、私は高齢者の方のお話をたくさん伺ってきているんですけども、自分たち高齢者が元気であるということは、明和町のためにもなる。元気で過ごせば、みんなが幸せになれる、このように皆さんはおっしゃっておられますので、こういうことを生かした施策の実現をしていただきたいと思えます。

続きまして、次の質問に移りたいと思えます。

続きましては、太陽光発電に関して質問を行いたいと思えます。エネルギーは食料ともに経済社会の存立の基盤だと考えられます。日本は世界第4位のエネルギー消費国なんですけれども、エネルギーの自給率は、わずか9.6%台、自給率が低い。このように言われています。この問題を解決すること、これが急がれています。

私たち日本共産党は、再生可能エネルギー、これを本格的に導入するとともに、無駄なエネルギーの需要を削って、エネルギー効率の引き上げ、省エネの徹底、こういうものを行って、地球環境資源のうえで持続可能な低エネルギー社会、これを目指しております。

そういう部分でエネルギーの自給率引き上げ、これを図っていきたいと考えております。また原発問題や気候変動の問題、これも今や待ったなしの状況となっております。子どもたち、孫たちに安心な未来を残すためにも、こういう問題を解決していかなければならないと考えております。まず、こちら明和町でも、いろいろ再生可能エネルギーの取り組みを進められていると思っております。

もう直ぐ完成する明和中学校でも、太陽光発電これが設置される、こういう話も聞いております。まず町長にお伺いします。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーに関して、どのようなお考えをお持ちいらっしゃるのか。また、これから明和町でどのような取り組みを進めていきたいと考えられているのか、これをお答え願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 再生可能エネルギーについてのご質問をいただきました。地球温暖化をはじめとする環境問題への取り組みの1つといたしまして、地域で新たなエネルギーを活用することによる、資源の投入量の削減や、エネルギーの無駄な使用をなくすなど、まず環境負荷の低いですね、生活様式を身につけるといふことも、まず大切なことなのかなというふうには思っておるところです。

その中で、石油代替のですね、エネルギーといたしまして、地域の特性を生かした自然エネルギーの導入を推奨していくということは、必要だというふうには思っておりますし、啓発についても進めていきたいというふうには思っているところではあります。

再生エネルギーの導入にあたりましては、住民、事業者、行政が一体とな

って進めていく必要があると思っておるところでありまして、三重県などともですね、連携を図りながら、生活環境や気候風土などの地域の特性を十分に踏まえて、導入等をしていかなければならないと考えておるところです。

今のところ町としての具体的な取り組みの計画というのはないところではありますけれども、議員がおっしゃられたようにですね、中学校には太陽光発電を導入する予定にしておりますし、既に建設されておりますみょうじょうこども園にも、太陽光発電は少しですけども、させていただいておるところです。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 今、答弁をいただきました。これからもいろんな面で、これも考えていって進めていただきたいと思います。

そういう中でなんですけども、今、明和町内では農地等が太陽光発電施設へと変っていく。こういうケースが多くみられております。町内の方々から明和町の農地は農地として残して欲しいな。明和の農業がこのままでは衰退していくんじゃないかと、こういう心配の声も寄せられております。

農業の振興と太陽光発電の開発、これを並行して考えていくということは難しいんでしょうか。この点について、町長のお考えをお示してください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 農業振興と太陽光発電開発の並行ということですが、まず農業振興につきまして、全農地のうち農業振興地域整備計画により、特に農地として推進していく地域を農用地区域と設定しまして、農地転用、開発行為等を制限しております。

農地に太陽光発電を設置する場合は、農地転用手続きが必要になりますが、農用地区域については、農地転用ができません。この農用地区域は一定の条

件に基づく除外申請手続きで除外が可能ですが、太陽光発電開発を目的とした除外申請につきましては、三重県のガイドライン等に基づき認めておりません。

従いまして、元農地で現在太陽光発電が設置されている場所は、農用地区域以外で、農地転用手続きが終了したところ。ほとんどが耕作放棄地等の草木が繁茂している農地。塩害等で耕作に適さない農地、高齢化で後継者がみえない農地などとなっております。

このように農地として推進していく地域を農用地区域として保全していくとともに、農用地以外の遊休農地等につきましては、太陽光発電が進められておりまして、そういう意味では農業振興と太陽光発電開発の棲み分けは図られているのかなと考えております。

それから、農用地区域でありましても、営農型太陽光発電設備を利用する場合は、一次転用が可能で、パネルの下で作物の栽培等ができますので、営農を継続しながら発電事業を行うことができます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 農用地には制限があつて、太陽光発電の制限はされているということで、そういう部分ではちょっと安心をしておりますけども、営農型はOKというと、太陽光発電下での農業というと、またいろいろな形というのはとられているという部分もお見受けしております。それに対しても私は賛否をどうのこうのというんではないんですけれども、国のほうでも、家族経営の農業というものに対しての再生というんが、ちょっと疎かになっているという部分もあるので、そういう部分でも心配をしております。

今回は農地問題というんがメインではありませんので、発言はこれだけに止めておきたいと思っておりますけれども、今後とも注視はしていきたいと考えて

おります。

先ほどの話とも重なる部分もあるんですけども、今、明和町内の集落の中の生活や農業に利用されていない土地への太陽光発電建設、これがちょっとどんどん進んでおります。

平成24年、2012年4月に再生可能エネルギーの固定買取制度、FIT制度が導入されて、三重県でも長期目標を掲げて設備の導入、これを促進している、こういうこともございますけれども、その一方で太陽光発電の設置について、事業計画の早い段階から、地域住民への情報提供がされていない。そのために自然環境や景観の調和等の地域課題、これがちょっと顕在化するようになってきていると、こういう現実もございます。

そのことから県のほうでは、事業者に対して情報提供やさまざまな配慮、市町との協議など働きかけることを行っております。こういうガイドラインを国のほうでも、県のほうでもガイドラインを策定して、適正な事業実施の確保に取り組む動きを見せております。

また一部の市町でも、これらにかかる条例、またガイドラインの制定、こういうことも取り組んでおりますし、今後こういう動きに対して、明和町でも設備の導入と地域の調和がきちんと図られるように、何らかの策を講じていくべきではないでしょうか。

このことを踏まえて、まず最初にお聞きしたいんですけども、町内での今現在での太陽光発電の設置の数、設置済み、今後の設置予定数、これらを把握されているようでしたら、ちょっと数を教えていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 平成31年4月末現在でございますけれども、設置申請件数におきましては、10キロワット未満の、これ1戸建てだと考えておりますけれども、住宅が約800軒、10キロワット以上50キロワット未満の屋外用が455件、50キロワット以上の屋外用が54件でございます。

今後の設置予定数につきましては、ちょっと確認ができておりません。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。たくさんの太陽光が設置されるということで、これら全てについても、戸建ての個人にお家に建てられるという部分では、そう問題はないと思うんですけども、大きな50キロワット以下というのが、特に住宅地内にたくさんできていると思うんですけど、こういうことについて、住民のご理解は得られているのかどうか。そういうことは大丈夫でしょうか、この点の把握はされていますか。これをちょっとお答え願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 中には太陽光パネルの設置に関しまして、地域で問題になっておりまして、役場に問い合わせとか、苦情と申しますか、申し立てられるケースもありますことから、近隣の住民の中で理解を得られていないケースも認識はしております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 近隣住民の理解が得られていなくて、トラブルがケースがあるということ。私もちょっといくつかそういうことも耳にしております。法的に問題がなければ開発は進められる。これは当然のことやと思うんですけども、生活環境の破壊であったり、健康問題であったり、将来の事故とか自然災害、昨日も千葉市のほうで形は違うんですけども、水上ね、水の上に浮かばせるソーラー発電が、台風災害で火災を起こしたと、こういうこともありますので、そういう住民さんの不安というのは、たくさんあるので、しっかり対応していく必要があると思っております。

私たちは党の政策として、再生可能エネルギーの導入と普及、これはもう喫緊の課題であって、一層の推進を求められている。ですが、持続可能な発展を目指すための一環であるはずの再生可能エネルギーの取り組みも、環境規制が弱い日本では、きちんとしたルールや規制が未整備のままに、利益追求を優先した乱開発が起きており、環境保全や住民の健康、安全に関わる問題、これを引き起こしていると考えております。

環境保全のためにも再生可能エネルギーの健全な利用拡大のためにも、こういうことの解決を急がなければいけないと考えております。そのために事業の立案及び計画の段階から情報公開をして、事業者、自治体、地域住民、自然保護関係専門家などと広く利害関係者を交えて、その地域の環境保全と地域経済の貢献に相応しいものとなるようにするための、計画の変更とか話し合い、こういうものを法的な位置づけ、これに照らし合わせて、環境基準を定めて環境アセスメントの手続きの中に組み込んでいくことが必要ではないかと考えております。

こういう十分調査検討した環境基準、これを早急に設定をして、環境アセスメントの強化を図る、こういう基本姿勢に立って、明和町におかれましても、環境や住民の暮らしを守る仕組みをつくって、対応を進めていただきたいと思いますと考えますが、これについての考え方をお示してください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 太陽光発電事業を継続的かつ適切に実施をするためには、発電設備の安全確保、発電性能の維持のみではなくて、周辺環境や地域住民に対しても危険が及んだり、生活環境を損なったりするおそれがないようにすることが必要であるというふうに、国のガイドラインではっきり解説もされております。

太陽光発電事業者はこのような事態を招かないように、計画立案をするとともに、運転開始後も適切に管理をし、地域への配慮を求められております。

明和町としましては、国や県のガイドラインはすべての太陽光発電事業者

に対して対象としているため、特に生活環境面でのガイドラインを遵守して
いただくよう、今後も指導を行っていきたいというふうに考えておりますの
で、よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 国県のガイドラインを守っていただきたいという
ことなんですけれども、それでしたら明和町でもガイドラインの導入、こう
いうことも考えていくべきではないのでしょうか。

2018年の3月議会におきまして、こちらでも山内議員が太陽光発電の質問
をされた時に、前の町長がガイドラインの整備を検討していきたいと、この
ように答弁をされております。

その後の対応など、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 議員がおっしゃられましたように、29
年度にもですね、山内議員さんから同様の質問をいただいております。そ
の際には、50キロワット未満についてのガイドラインを作成するという検討の
答弁をさせていただいていることも、認識はしております。

ただ、あと県内でもですね、その後、各市町の状況を確認させていただきましたところ、数団体やはり条例化であるとか、ガイドライン、要綱を設置
しているところがございます。実際には国県のガイドラインに沿った内容
のものでございまして、すべての事業者を対象としている国のガイドライン
には、防災、環境保全、景観保全、反射光、維持管理、安全性の確保、廃棄
処分、例えば基準以上のものについての表示義務などがうたわれておりまし
て、発電設備を設計施行、運営、廃棄する上でのですね、懸念事項について
は網羅されているということが、確認がとれておりますので、現時点におき
ましては、国県のガイドラインがあれば良いものかなというふうに判断して

いるところでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま答弁によりましては、国県のガイドラインに沿って、明和町はそれを進めていくと、対応していく。こういう答弁だったと思います。でしたら県のガイドラインに沿って対応を進めるということにつきまして、住民サービスの一環として、町の相談窓口の明確化、こういうものを進めていただきたいと思います。

どこに相談に行ったらいいのか、もっとわかりやすくしていただきたい、こういうことを求めます。お隣の松阪市では、太陽光発電を設置する業者に対してのチラシ、こういうのをつくってホームページに掲載をしております。事業者に対してのそういうチラシなんですけれども、住民の皆さんからの疑問や不安に対する問い合わせ先としても、役に立っているのではないかなと私は考えました。

県のガイドラインの中にも、市町の役割として、地域住民とのコミュニケーション等について、相談対応を行うこととします。こういうふうに書かれておりますので、こういう対応をとっていただきたいと思います。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 太陽光発電施設におきましては、住民が不安を抱いているという状況も認識しております。地域住民とのコミュニケーションがとりやすくなるように努めていきたいというふうに考えております。今後、広報等によりまして、役場の組織案内などする場合にはですね、積極的に太陽光発電の施設に関する問い合わせ先を、掲示をすることはもとより町ホームページや国県のガイドラインへのリンクなどを行うなど、住民

からの不安要素を少しでも少なくできるような方法を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 広報とかホームページの周知、こういうことを改善、どんどん進めていっていただきたいと思います。また、先ほどから言っております県のガイドラインに関してなんですけれども、その内容を見ましたら、答弁でも言われましたように、国のガイドラインをなぞるような形となっております。その中身は業者に対しての手続き方法等、こういうのが記載されているんですけど、地域住民とのコミュニケーションに関しては、○○何々するように努めてください、こういう書き方がされております。

ガイドラインの推奨事項の努めてください、努めることと、こういうのはもっぱら制度設計の法令であるFIT法と、施行規則には規定はされていないけれど、太陽光発電設備の安全性、その設置により侵害される生活環境、自然環境の保全及び景観の保全について、現時点での重要事項、これを網羅しています。

ですが残念ながら努めることと、こういうこのままでは、推奨事項、努力目標、こういうことみたいなものに止まるだけで、利益を追求していく業者にとっては、これを遵守していかないと、こういうことが予想もされております。

国のガイドラインには、それを実施せずに、特に悪質な事業を行っていることが認められる場合には、指導、助言等の対象となる可能性があるかと、このように記されておりますが、実行性も少ないんじゃないかと、このようにも思っております。

こういうことも踏まえまして、やはり環境保全、そこで暮らす皆さんの生活を守るためにも、国のガイドライン、これもきちんと改善をしていくこと、

それに合わせて県も改善をする。こういう声をあげていくことが、本当に大切なのではないのでしょうかと考えております。

そして、そういうことに合わせて、明和町も対応をどんどん進めていっていただきたい。国県に対して、まず改善を求める声をあげていただきたいと思うんですけれども、これに対してのお考えはいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 議員が言われますように、現在、国県のガイドラインにつきましては、事業者に対しての実行力が弱いために、利益追求型の事業者が遵守をせずに、住民の生活環境に対する不安が出ているものも事実でございます。

環境保全や住民の生活環境を守るためにも改善に向け、県などに機会を見て要望していきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 私自身もちょっと住民の皆さんからのこういう声を聞いて、国会議員にも声をかけたりとか、そういうこともしておりますので、是非とも明和町としても、また議会のほうとしても、いろいろこういうことは懸念材料として、声をあげていきたいと、こういう思いもありますので、また私も声をあげ続けていきたいと思っております。

またちょっと方向は変わるんですけども、太陽光発電で2019年問題と、こういうものがありますので、これについてちょっと質問いたしたいと思っております。

日本経済新聞の記事なんですけれども、事業所でも家庭でも太陽光など、再生可能エネルギーを使った発電をしていると、国が決めた値段で高く買い上げてくれる固定価格買取制度、FIT、こういうものがあります。

家庭用の小規模発電でFITの前身である本格的な買取制度が始まったのが2009年11月、適用期間が10年なので、制度スタート時にいち早く太陽光パネルを取り付けた方々への優遇期間が終わり、大きな影響が出てくる、これが2019年問題と言われております。

ご家庭の屋根にあげている太陽光発電の買取の優遇期間が終わるということで、それぞれのご家庭で今後太陽光発電、これをどのように活用していくか、これが大きな問題となってまいります。

買取制度の目的はあくまで再生可能エネルギーの利用を増やそうということから始まっております。11年3月の東日本大震災と東京電力福島第1原子力発電所の事故で、私たちは計画停電など、こういうことで電気が使えなくなる、こういう危機を経験いたしました。

化石燃料は資源の枯渇、温暖化ガスの問題もございます。原子力は事故時の負担が大きい、こういうことも経験をしました。再生可能エネルギーの強化は将来も安心して電気が使える社会にしようと、こういう狙いであって、コストだけでは判断できないことだと考えております。

なのでこのFITが終了しても、再生可能エネルギーの利用が広く浸透していくためには、蓄電池の普及が鍵となる。日経新聞にはこのように書かれておりました。

今後この優遇期間が終わるご家庭では、電力会社に新たに契約をして、電気を買い取ってもらう、こういう手段もございます。また、各家庭で発電をした電気を使える、賄っていく、そういう手段もあります。そういう場合ですと、蓄電池こういうものが必要となってまいります。

これは電気自動車のバッテリーで代用するという方法もあるんですけども、現実としてかなり高額な商品、こういうことがございます。そういう中で、私の家も先週もちょっと電話がかかってきたんですけども、こういう太陽光発電に関するお湯を沸かす設備であったり、蓄電池関係の販売セールス、こういう電話がかかってきております。

営業トークで向こうはプロですので、すごく上手に話をされて、いつの間
にやら担当者が訪問の日を設定してきたり、お話だけ聞いてもろたらええん
すからとか、今担当者がお宅の地域を回っているんです、今しかないんです
よと。こういうような営業トークで、あれよあれよと話を進めると、こうい
うことを私も実際に体験をいたしました。

そういう中で断りきれやんで、高額の商品を購入をせざるをえやんという
ようなことが起きてくるのではないかと、こういうことを心配しております。

また今後こういう電話勧誘、もっとどんどん増えてくるのではないかと
も心配しておりますし、その中には良心的な話もあると思うんですけども、悪
質なものもあるのではないかと、こういう心配もしております。

詐欺被害、また不要の買い物をしてしまわないように注意が必要だと思っ
ております。住民の皆さんの安心を守るためにも、明和町として、こういう
ことの情報公開とか、相談窓口の強化を進めていただきたいと求めますけれ
ども、これに対しての答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 再生可能エネルギーの推進にご協力を
いただいている町民の皆様が詐欺被害や悪質な業者、もしくはそういった先
ほどおっしゃられた不要の買い物を押しつけてくるような業者の被害にあっ
ては、元も子もないというふうに思います。

そのような被害が出ることのないように、消費生活相談等を含めまして、
このような相談に適切に応じられるような窓口や電話対応も含めまして、わ
かりやすくしながら体制を整えていきたいというふうに考えますので、よろ
しく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 電話でのオレオレ詐欺とか、そういうものを注意

してくださいと、いろいろ周知とかもされている中に、こういうことの対しての対応というの、また町民の皆さんにも周知、そういうこともできるように検討していただきたいと思っております。これは要望として申し上げます。時代の流れというのは、本当に早いもので、いろんな情報とか、そういうものについていくのが、本当に我々やっこさ、これが現実ではないんでしょうか。

情報の中身をしっかりと確認すること、これが本当に大事なんですけども、情報量の多さや複雑さ、正しい情報、間違った情報、それが溢れている中で、何をどう選択していったらいいか、これがわからない、そういう時代になっておりますので、そういう詐欺被害とか、不要な買い物をしてしまうとか、こういうことがないように、注意をしていきたいと思えます。

そういう時代の中なんですけれども、少しでも便利で安心して暮らしていける。また開発や環境問題などでも、そこに暮らす全ての人の手助けができる、そういうまちづくりを進められていく、このことを私は望んでおります。

今、国際的な取り組みでエスディージーズ、こういうものがございます。持続可能な開発目標ということで、明和町さんでも取り組まれていると思うんですけども、そのスローガンは誰一人として取り残さない。no one will be left behind、英語では言うんですけども、世界中が一人ひとりを大切にする社会をつくろう、こういうことで動いております、努力をしております。

持続可能な開発や取り組みを進める上で、また厳しい財政事情などを抱えた町政運営、そういう中でもできる限りの努力を進めていただいて、こちら明和町でも誰一人として取り残さない、そういうまちづくりを進めていただきたいと思えます。

このことを最後に求めまして、私の質問を終わります。本日はありがとうございました。

こういう

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって暫時休憩いたします、1時まで。

（午前 11時 25分）

○議長（北岡 泰） 休憩をときまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

6番 奥山 幸洋 議員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「まちづくりについて」の1点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

（6番 奥山 幸洋議員 登壇）

○6番（奥山 幸洋） それでは、先に通告いたしました通告によりまして、議長より許可を得ておりますので、順次質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず通告のとおり財政健全化についてと、斎宮跡の発掘調査と保存管理計画の見直しについて、お尋ねをいたします。

さて、町長さんは平成30年12月12日に、第18代町長に就任され、9カ月が

経過しておるところでございます。職務も順調にスタートされたことと思っております。所信表明では町民の皆様とともに、笑顔輝く明るい和やかな町を作り上げるため政策として、「勇気・元気・本気でALL明和のまちづくり」に取り組んでいくと言われております。

またこの度の選挙公約で、人や産業に活力あるまちづくり、つながり絆を生かすまちづくり、英知を活用するまちづくりの3本の柱と16項目の政策を掲げられております。

そこで、今日の社会情勢ですが、人口減少問題を始めとして、働き方改革など国の動向は不明確の中、地方の財政状況も厳しく、明和町の財政状況も同様に厳しく、この状況を乗り越える行財政運営が求められております。

令和元年6月に全員協議会にて、平成29年度財務書類第4票、報告書財政シミュレーションで、令和5年推計には次年度繰越が、2億9,232万6,000円の赤字の推計となっております。

町長さんも言われておりますが、財政健全化の比率の将来負担比率が29年度決算で98.7%と、県内ワーストであります。町の早期健全化基準は350%です。三重県の平成29年度資料から、昨年度と比べて将来負担比率の分子全体として、170万円増えております。将来負担額、一般会計等にかかる地方債の現在高です。これが平成29年度、94億4,000万円です。

28年度、28年は91億4,000万円です。結果、要因として元利償還額より借入額のほうが多かったため、起債残高が3,000万円の増です。公営企業債等繰越見込額が、平成29年49億3,200万円で、28年度は48億5,600万円と、7,600万円の増に対して、充当可能財源等が基準財政需要額見込額で、平成29年87億1,700万円で、28年は84億5,600万円です。結果、2億6,100万円の増ですが、充当可能基金、平成29年18億8,400万円と、1億3,700万円の減に加えて、充当可能特定歳入も平成29年7億1,000万円で、平成28年9億2,600万円です。結果、2億1,600万円の減となったため、今後の中学校建設に伴う起債の増も見込まれ、投資事業の抑制も含め、歳出全体的な見直しが必

要と考えます。

また実質収支にかかる経年状況は、今年平成29年度も財政調整基金を2億4,400万円の取崩し、決算余剰金から積み立てることができなく、昨年度から7.27ポイントの大きな減です。実質収支については、2年連続の赤字となり基金に頼った財政運営です。この状況を抜け出すためには、新たな歳入の確保や歳出の事業の見直しも必要かと考えます。

実質公債比率につきましては、歳入公債費元利償還金、公営企業債の元利償還金に対する繰入金、組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等はほぼ横ばいで推移しておりますが、元利償還金、平成29年8億5,500万円で、28年は8億5,300万円です。結果、200万円の増。公営企業債の元利償還金に対する繰入金、平成29年2億3,000万円で、28年が2億2,600万円です。結果400万円の増加傾向が続いています。

要因は臨時財政対策債と経常的な公共事業の借入によるもので、償還で中学校建設事業を見込んでいるため、しばらくこの増加傾向は続くと思込まれます。

公共下水道事業も毎年2億円以上の借り入れを行っているため、公営企業債の元利償還金に対する繰入金も、今後増加の傾向が見込まれます。また、平成29年度の財政力指数をみましても、0.57と自主財源がcaろうじて50%を超えている状況で、国の財政危機もあり交付税や補助金は減少する傾向にあり、これからはいかに自主財源の確保、税金の収納率の向上、経費の質の効率化に徹していくことが重要です。

経常収支比率にあつては87.5%と、町村の75%程度が妥当なラインと言われております。12.5ポイント超えております。これはまさに財政の硬直化が進んでいることとなります。

公債費にあつては11.8%で、警戒ラインが15%と言われております。警戒ラインに近いと言えます。やはりこの数値から見ても、財政の硬直化が見受けられると考えます。

これからの国の動向もありますが、加えて人口減少問題、高齢者福祉対策、公共施設の老朽化対策、学校再編問題等々課題は山積しておりますが、役場全体で取り組んでみえると思いますが、町長さんは行政改革は一朝一夕には成し遂げられるものではなく、4年間、諸課題の解決と新たな事業展開に取り組んでいくと所信表明をされております。

4年間をどのような方法で、私が思いますのには、短期また中期、長期というふうな形で取り組まれるのか、どのような取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問が終わりました。

答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 奥山議員のほうから財政健全化等に関する今後4年間、任期の4年間の間の取り組みについて、ご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

これまでも申し上げてまいりましたが、取り組みの基本といたしましては、職員の理解と協力の下、行財政サービスの効率化などと、行財政改革に全力で取り組み、改革を進める中で、町民の皆様にもですね、改革を進める中では、町民の皆様にも行政サービスの見直しや、自主財源確保に向け、公共料金の適正な水準への見直し等、ご理解とご協力をいただかなければならないものと考えておるところです。

また投資的事業のみならず、経常的経費のうち義務的経費につきましても、可能なものは削減を行い、特に増大、細分化する町民サービスも含めた町単事業において、一時的に凍結や縮減を行うことも考えていかなければならないと思っておるところです。

そして、新たな財源の確保と事業の集約化や縮小、取捨選択、あるいは公共施設の統廃合などに取り組んでいく必要があると考えているところです。

4年間でこのようなことを取り組んでいきたいと思っております。

ただ、4年間で全てできるわけではありませぬので、継続してやっていく

という形で、この4年間でそういう最初ですね、取り組みを足掛かりをつけていきたいというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

町長さんのご答弁にも、この後でもう少しお聞きしたいと思います。

その前に、1つ財政的な数字でですね、気になっておるところが、特にございまして、その部分のことをお聞きしたいと思います。

すみません。経常収支比率のところ、少しお聞きをしたいと思います。

先ほども申し上げたんですが、これは明和町の場合87.5%と、町の妥当なラインが75%ということで、12.5ポイント高い、これはまさに硬直化になるわけですが、まずこの経常比率からいきますと、これにつきましては住民税や地方交付税などの使い道が、重要な一般財源に対する、必ず支出しなければならない経費の割合で、支出しなければならない経費としては、人件費、生活保護費、また扶助費、または借金を返済する公債費などがありますが、ここら辺のところのこれだけ高い、混沌な硬直化が進んでいくわけですが、ここら辺の数字的に対する考え方、どのような対策を今後やられるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） ただいま経常収支比率に関しまして、ご質問いただきました。奥山議員も今おっしゃっていただきましたけども、経常収支比率につきましては、経常一般財源に対する経常経費に充当した一般財源の割合で、人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費の経常経費に、地方税、地方交付税、譲与税を中心とした経常一般財源に、臨時財政対策債を加えた収入がどの程度充当されたかを見ることにより、地方公共団体の財源構

造の弾力性を判断するための指標でございます。

経常的経費には、経常的に特定財源が充当されるほか、その未充当部分には経常一般財源が通常充てられます。経常一般財源はこの経常的経費の未充当部分に充当して、なお余裕があるのが通常形でございます。この経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいほど、財源に余裕があるということになり、財政構造に弾力性があるということになります。

経常収支比率は町にあっては、70%程度が妥当であり、75%を超えると弾力性を失いつつあると言われていました。しかし、平成15年、奥山議員もご存知やとは思いますが、平成15年三位一体の改革というのが行われました。経常一般財源である普通交付税が削減されるとともに、その当時、児童保育費にかかる経費に対する国庫補助金、児童措置費国庫補助金でありますとか、県補助金はその当時いただいております。これがだいたいおよそ1億円程度ございましたけども、これが削減されました。

翌年に老人ホーム措置費国庫負担金、県負担金がだいたい3,000万円から4,000万円程度あったんですけども、これも一般財源化されました。こういったことで、特定財源が削減されたことによりまして、一般財源を充当せざるを得なくなったというようなことから、この経常収支比率というのは悪化したものと考えておるところでございます。

また義務的経費のうち児童、高齢者、障がい者福祉にかかる扶助費について、平成16年度だいたい扶助費というのが、だいたい5億円ぐらいでした、当時。現在、この扶助費はだいたい12億円から13億円程度と膨らんでおります。扶助費というのは、当然一般財源を充てておりますので、こういったことから多額の経常一般財源が充当されることになったため、それまで70%代で推移しておりました経常収支比率が、平成16年度を境に一気に85%に及ぶようなことになりました。

これは明和町に限ったことではなく、全国的な傾向がございまして、例えば明和町の状況でございますけども、県内に比較した状況でございますけど

も、29団体のうち明和町は上位から12番目のところ辺で、位置しております。それで29団体の平均よりまだいいところにおるといふ考え方でございます。

県内平均は、これは29年度の数字でございますけれども、経常収支比率は91.2%というような率になっております。県内で75%以下の団体というのは2団体ございます。そのような状況になっております。また類団の順位につきましても、100団体中20番目、類団の比率といたしましては、90.7%というような数字になっております。全国の平均は92.8%というような状況になっておりますので、こういう状況からいいますと、まだ明和町は87.5%でございましたので、比率からいくと本来よろしくない数字ではございますけれども、全国的な状況ということの中から見ますと、まあまあまだ耐えられるだけの数字かなというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。そのような状況であるということですので、この数値については理解をさせていただきたいと考えます。

それともう1点ですね、それでは町長さんにお答えをいただきました。それで、ここのところはですね、ちょっと私も町長さんと就任以来初めての質問ということで、特に私が町長さんが所信表明で述べられたところ、ここのところを非常に重要に思っております、ここのところをちょっと読ませてもらいますと。

所信の一端としてということで、人や産業に活力のあるまちづくり、つながり絆を生かすまちづくり、英知を活用するまちづくり、この3つの柱と16本の政策を掲げられております。また、財政健全化に向けての取り組みについても述べておられます。

私たちは次代を担う子どもたちに、この町をより良い形で引き継ぐ責任があります。私はこの責任を果たすため、自らは勿論、職員にも身を切る思い

で臨むことを求め、職員の理解の協力の下、行財政改革に全力で取り組んでまいり所存であります。また、改革を進める中では町民の皆様にも、行政サービスの見直しや財源確保に向け、ご理解とご協力をいただかなければならないと考えておるということでございます。

しかし、一方では産業振興に努め、地域経済を活性化させなければ福祉や協力を支える社会基盤を確保することは困難であることから、一定の歳出にも配慮し、町政運営を推進していく考えであります。今やらなくてはならない取り組みにつきましては、徹底した選択と集中を基本に進め、弱い立場の方が安心して生活でき、子どもたちが夢を持ち続けられるよう、誇りの持てる町を目指してまいります。

苦難が待ち受けている、これからの自治体運営に必要なのは、今まで以上に議員の皆様、町民の皆様、将来を見据えたご理解とご協力が不可欠でございますと、決意を述べられております。

財政健全化に特効薬はありません。また、行財政改革は一朝一夕に成し遂げられるものではなく、これから4年間、これらの諸課題の解決と新たな事業展開に向け誠心誠意努力し、私の政治の基本であります、先ほども言いましたが、「勇気・元気・本気でオール明和のまちづくり」の実現を目指し、明和町の発展のため邁進する所存ということでございます。

どうか議員の皆様、町民の皆様、そして町職員におかれましては、一丸となってこの難局を乗り越え、笑顔の絶えない、希望の溢れたまちづくりのため、今後一層のご指導、ご支援を賜わることを切にお願い申し上げ、町長の就任の挨拶ということでございます。

明和町にも総合計画というのが当然ございます。後期計画で2016年から2020年です。この中では財政の効率化、基本方向というふうなことで、長期視点に立って安定的、効率的、財政運営の状況について、住民の理解を、また予算や決算などをわかりやすく公表することにより、財政運営の状況について、住民の理解を求めていきますと。

現状と課題についても、書かれておりまして、健全な財政運営の推進、財源の確保と充実と、この総合計画にも書かれておるわけです。

3番のところでは、行財政運営の効率化ということが書かれておるわけでございます。そんな中で、取り組んできたということで、先ほど町長さんにお聞かせを願いました。いろいろお聞きをしております、私は予算審議でお金の話、予算はお金の議論をするのでなく、政策議論であるというふうにも言われております。

そこでまず第5次総合計画で、町財政の効率化、基本方向で将来にわたる財政の健全化を実現していくためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、財源の確保に向けて積極的に努力していただくとともに、人口減少などの社会経済構造の変化に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取り組みを、国県と協力して進めていくことが必要です。

また財源確保を図る上で、町税の的確な把握や収納率の向上を図り、長期視点に立った安定的で効率的な財政運営に努めます。また、予算や決算などを十分にわかりやすく公表することにより、財政運営の状況について、住民の理解を深めていきますとあります。

最近町長さん、今日もそうですが、いろんなこれからの対策に取り組んでおられて、こういうことをやっていきたいというふうなことの、この財政状況をみるための一端のお話を聞かせてもらうわけです。

取り組まれておるなど、私はこのことで、これからもいろいろと取り組んでいかれることというふうに私は思うわけですが、こういう状況はどこの市町も、先ほどもありましたけども、財政状況は大変な状況やということでございます。

そこで、三重県も今回の所信のところにも書かれておりましたけども、三重県の健全化に向けた集中取り組みとして、平成28年4月から歳入確保のワーキンググループ、これは三重県ですけども、ワーキンググループ。また歳

出改革のワーキンググループなどを立ち上げて、歳入歳出について、それぞれ現状課題を分析し、取り組みの方向性についてまとめた結果や職員提案などの、職員からの提案も含めて、行財政改革推進本部で具体的な取り組みについての検討を重ねられてきておるといふことでございます。

この取り組みは、こうした検討を経て、財政の健全化に向けて、第2次取り組み、具体的取り組みの1つである機動的な財政運営の確保のための、より具体的な方向策をまとめ、平成29年度から31年度まで集中的に取り組むもので、平成29年度から31年度までの取り組まれたものが、6月に出されております。

それで、これは短期、中期、具体的に取り組まれております。

既に今回ここに書かれております、これなんですけども、取り組みについては。それで私が一番お願いしたいのは、明和町もこうやって町長いろいろ手数料とか、いろんな話も聞かしてもらわね。ところが、私はこれもそうですけども、県も取り組みもそうですけど、やっぱりいろんな財政的な指数が出ています。その目標を持って、この県の場合ですと、3年間の間に、どれだけまで持っていきたい、どうしたいということが書かれておるわけですね。

やっぱりこういうふうなものを、これだけの財政改革を、町長も取り組みうとしてみえるわけですから、私たちも今、1つひとつ断片的に聞いたんでは、将来の全体はなかなか見えません。やっぱりこういうものをつくっていただいて、この分野は指数でも結構です。こういうこの分野はここへ何年度までに持っていきたい。この分野はこういうことをやっていききたいというふうなものを、やっぱりつくっていただいて、私たちに示していただくと、私たちはその部分だけ聞いても、全体が見えやんで、なかなか理解しにくい部分があります。

やっていかないかんのやろとは考えるわけですけども、ですので、こういうふうな明和町もですね、取り組みのものを、これ4年間、3年間、そやで

私は短期、中期、長期と、こう最初に質問の内容で申し上げたんですけども、やはりこういうふうなものをつくっていただいて、私たちと議論をさせていただきたい。

でないと、今このやつをこんだけしたんやというだけではですね、私たちはわかりません。ですので全体を、明和町を含めた中で、こういうものをつくっていただいて、示していただきたいというふうを考えるわけですが、このことについて、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 前回、全協のほうで、9月ですかね、6月ですかね、財政のシミュレーションは出させていただいたところです。今後厳しくなるという中で、どうしていくかというのは、奥山議員が言われるようにですね、財政の再建計画、他市でもそういう計画をつくっておるところがありますので、うちもそういったものをですね、つくっていかうというふうには思っておるところです。

そこまで、着手はまだしておりませんが、財政シミュレーションができましたので、それに基づいてつくっていくということできたいと思います。その中でも、大型プロジェクト、小学校の建設とか、庁舎の建設とかいうような部分がありますので、それに向けてやはりお金を貯めていかないといけないということもあります。

その中で、令和元年度の予算につきましては、基金を取り崩さずにですね、予算を編成したということで、財政調整基金ですけども、財政調整基金につきましては、やはり10年ほど前は10億円ありましたので、やはりその水準に何とか早くもっていきたいというふうには思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけども、大型プロジェクトも考えていかないかん中ではですね、やはりなかなかそこまで持つていくのは、非常に厳しい状況ではありますけども、今後いろいろ考えた中で、基金を増やす、特に財政調整基金を増やしていくような取り組みを進める中で、その中で公共施

設の建設を考えながら、それを増やしていくというやり方でいきたいと思
います。

具体的にじゃあいつ出せるのかということは、ちょっと今直ぐには言えま
せんけども、財政再建の計画というのはですね、つくっていく必要があると
いうふうに思っておるところです。

○議長(北岡 泰) 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

奥山議員。

○6番(奥山 幸洋) ありがとうございます。是非ともですね、早期に示
していただいて、議論をさせていただきたいというふうに考えますので、よ
ろしくお願いいたします。

それとですね、これに関連してもう1点なんですが、今後の、町長も触れ
られましたけども、明和町にはいろんな公共財産、施設、あと下水道、いろ
いろあります。これからそういうものを直して、対策をとっていかないかん
というものになってくると考えます。

こういう計画をつくられる時に、当然入ってくるんやと思いますけども、
結局基金を積み立てていかないかんという、特別な歳入があれば別ですけど
も、今の状況でずっと推移していくんでありますと、当然、各年度に組まれ
る予算も、このぐらいの範囲で、町長は10億円積み立てたいと言われた場合、
例えば10年先までという、やっぱりそんなような計画もですね、今回のこ
の会計の報告も見直されましたし、そういう金額も把握できるというふう
に私は考えますので、そこら辺も踏まえた中で、早く示していただくよう
にお願いを申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

次に、国史跡齋宮跡につきまして、質問させていただきたいと思
います。

それで、町長さんも代わられて、国史跡齋宮跡の指定の経緯というのは
ですね、特には知ってみえると思いますけども、あえてここで説明をさせて
いただいて、これからの齋宮跡といいますのは、町だけではなかなかできや
ん、

史跡の指定でございます。そこら辺のとこのご理解もいただきたいということも思いまして、ちょっと過去の資料を見てきまして、質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

国史跡齋宮跡は、官報報告、昭和54年3月27日文部省告示第41号、名称齋宮跡で指定を受けました。指定面積は137ha、東西2km、南北700mの広大な史跡です。本年は国史跡指定になって40年の節目の年であります。指定を受けるにあたっては、史跡の保存となる時、地元地権者と国県と生活の場が文化財の指定となることに不安も大きく、反対の意見、関係はこじれて膠着状態にあり、厳しい議論がなされていきました。

一方、県へは町から昭和52年3月、定例会、請願・陳情の受理、文教常任委員会関係、受理番号、請願150号、件名、齋王宮跡遺跡保存対策について、要旨は齋王宮跡については、昭和48年から3カ年にわたり、範囲確定の試掘が実施され、実在の貴重な遺跡として、その脚光を浴びるに至った。この指定面積のうち最も重要な区域を買収し、歴史公園として保存されることは誠に緊要なことであるが、弱小な自治体としては、果たして国県施策に対応する町費負担が可能であるか、甚だ憂うるところであります。

全国の文化財保有自治体の実態についても、できる限り検討したが、当面この土地買収にあたり、国100分の80、県100分の10、町100分の10の負担割合をせめて県費100分の15まで増額されるよう格段のご高配をお願いします。

当時の明和町長さんは、吉田松雄さんと他1名ということで、これは当時の町議会議長さん、辻井輝男議員さんが紹介議員ということで、当時の西場静雄氏、大橋公雄氏で請願されています。

また、昭和53年6月に、第4回三重県定例会の質疑、質問、5番通告者として、当時の西場静雄氏で、日本最古の歴史が解明できる唯一の史跡とされた齋宮跡の保存は、国県の強い要請を受けて、明和町が地元関係者に保存の協力を求めてまいりました。この結果、関係地権者76.4%の指定同意が得られたことから、明和町としても昭和53年9月11日に、県を通じて文部大臣宛

てに指定申請を提出、昭和53年10月27日に、国の文化保護審議会は齋宮跡を国の史跡として指定保存するよう文部大臣に答申がなされてきたことから、国の指定は確定となりました。

教育長への質問で、土地の公有化と財政負担の問題です。県の補助制度からは明和町は土地の公有化の総額の100分の10を負担しなければなりません。財政的にも貧弱な明和町としては大変なことです。また、53年2月にも明和町が県議会に提出されました請願についても、町負担を100分の10から100分の5に要望が出されておりますが、いまだ審議中です。

その2は発掘体制の整備予算の確保と現場事務所を正式に調査研究所としても位置づけ、調査担当職員の確保の質問がなされております。齋宮跡という国民的文化遺産の保護と弱小な明和町の財政負担の限界の見地から、国の特別措置、いわゆる特別交付税などの財政措置支援を見通して質問がなされております。

これの答弁は、当時の知事田川亮三氏です。国に対しても要請をいたしておりますけれども、現行の制度でまいますと、確かに公有地に伴います負担等、財政負担ということのないように十分検討させていただきたいと思っております。

答弁、これは当時の教育長横田英司さんが答弁されております。指定されますと速やかに町が主体となり、国、県、地権者の意見を尊重して、保存管理計画を作成することになります。

指摘の保存管理計画の万全を期するため、史跡の利用状況、現状変更の許容範囲、保存の土地公有化に即した地区区分を行う予定です。指定後、土地の公有化実態を十分見極められた上で、土地の公有化は、町にとりまして過大な財政負担とならないように、その段階で県行政の中でよく検討していくということでございました。

発掘調査の問題につきましては、指定後の保存事業の推進のためには、発掘調査を拡充して、齋宮を解明することが何より先決だと思っております。

発掘調査研究体制を整備・拡充することが必要です。

答弁、当時の総務部長の寺井のぶゆきさんという方です。土地の公有化と財政負担問題で債権団体に転落することのないよう適切に処理してまいりたい。特別交付税措置は算定基準に入っておりますということでございます。

また、53年11月6日は明和町長、当時の吉田松雄氏が三重県議会文教常任委員会に陳情、要旨としましては、明和町といたしましては、史跡齋宮跡保存にかかる財政負担、単年度2,000万円を限度として、これを超過する分については国県において、特別の財政措置をお願いしたい。

日本古代を解明できる唯一の史跡とされてきた齋宮の保存、保護につきましては、国県の強いご指導の下に、鋭意努力の結果、地元関係住民76.4%の指定同意を得ることができたため、53年9月11日に、町は県を通して文部大臣宛てに指定申請の提出も行っております。後に齋宮跡として指定となります。以来40年になります。

昭和58年に指定区分の見直し提案が示される段階で、地元からの生活環境整備における12項目の要求が当時出されました。また発掘調査が進む中、史跡東部の120mの区画の方格地割が発見され、重要性で県から2種地区から1種地区への保存レベルの格上げの要請で、地元は文化財保護法の網を被ることから、強い反対が出て、史跡等の地区の激しい話し合いが続き、平成15年に決着がなされるまで15年の月日を要しております。

これから明和町のまちづくりを進める上において、齋宮跡の整備を進めるためには重要な取り組みです。これから史跡整備を進めるには、公有化と発掘調査で、史跡解明が進まない则整備、まちづくりにはつながりません。これは年月がかかります。

史跡全体の公有化率と発掘調査率を伺います。また、方格地割区画ごとの調査率が80%のところもお伺いしたいと思います。

報告書は町長もご承知やと思いますが、このような区画で名前をつけて、全部されております。この区画のところが発掘調査率が80%を超えてないと、

私の知る範囲では整備のしていく対象になっていかないというふうに理解をしておるところです。

ですので、そのようなことから発掘調査率をお聞きをさせてもらっております。

県になりますが、平成29年の発掘調査の中長期の方針が策定されると聞きますが、斎宮跡の整備との重点調査のようではありますが、本来の斎宮跡の整備との関係が、どのようになっていくのかというところもお聞かせ願いたいと思います。お答えをお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 失礼します。

公有化率、それから発掘調査の率等のご質問がありましたので、先にその回答をさせていただきます。

史跡につきましては、指定面積137.1haありますけど、その公有化率としましては、31.06%です。

また、発掘調査率につきましても、16.78%でございます。

それから方格地割、幅15mで区切られた1辺120mの区画で、東西7列、南北4列ございますが、1つの区画の発掘調査がですね、80%を超えているものにつきましては、3棟の復元建物がああります、さいくう平安の杜のああります柳原区画1箇所でございます。

あと発掘調査についての方向性はどうなっているかということなんですけど、平成29年3月に斎宮歴史博物館が史跡斎宮跡発掘調査基本方針を策定しております。その中でですね、発掘調査について、大きく4項目について書かれておまして、まず発掘調査の基本的な考え方、それから今後の発掘調査の基本方針と重点的な調査対象地域の設定、それから4つ目に当面の発掘調査の具体的な実施方針というような項目で書かれております。

その中で3番目に、今後、斎宮跡の重点地区としてのものとして、3箇所設定しておまして、1つは史跡西部の中垣内地区、博物館南側の竹川地区

でございます。

それから②としまして、史跡東部の近鉄山田線以北の方格地割ということで、先ほど議員さんがおっしゃられていました区画で、方格地割の部分でございます。

それから3番目に史跡中央部の齋宮小学校周辺ということで、この3箇所を設定しております。

そして、当面のですね、発掘調査の具体的な実施方針としましては、竹川地区の初期齋宮の実態解明を行うことが明記されております。ですので、県が発掘調査を担当しているわけなんですけど、この基本方針に沿って進めていただき、町としてはよい成果が得られるように期待するものでございます。ただ、町としてもですね、史跡の解明を少しでも早めていただくためにも、毎年の発掘調査面積を拡充していただきたく、国県への予算確保等の要望をしていくということになると思います。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。

それですね、発掘調査のほうは、まずは発掘調査を進めないと、齋宮跡の整備、まちづくりは進んでいかないということで、これは県のほうで発掘調査をしていただくわけですので、お願いをしてもらいたいわけですが、これについては町長さんのほうも、齋宮跡の指定の経緯というのは、何年経っても変わりませんので、ここら辺のところをですね、思っただいてですね、県のほうにやっぱり負担するところは負担していただくように、お願いを申し上げていただきたいというふうに思います。

それからですね、史跡整備とまちづくりを進めていく上でですね、重要なのが県のことになるわけですけども、指定の経緯を含めてですね、史跡齋宮

跡の保存管理計画というのがあるんですけども、これが55年3月31日に発行され、これは私の考えるところでは、齋宮跡の憲法のようなものであるというふうに、私は考えております。

ここで考えますのが、保存管理計画、あとまた整備基本構想というのを示されております。

それと先ほど言いました、県の発掘の将来のことを含めたものができておるわけですけども、これらを含めて、かなり年月が経っておりますので、これらの見直しというのも考えていかないかんとというふうに考えておるわけでございます。

ここら辺の見直しということについてですね、どのようにお考えなのか、お聞かせを願いたいと思います。私は早急な取り組みをしていくのが、一番これからのために良いのだろうというふうに考えるわけですが、そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 指定齋宮跡保存管理計画につきましては、昭和55年3月に作成されて以来、昭和59年、それから平成7年、平成15年の3回、土地利用区分の第1種から第4種保存地区の範囲について見直しを行いましたが、平成15年以降は見直しを行っておりません。

奥山議員のおっしゃるとおり、齋宮跡の保存はこの保存管理計画書をベースに進めてまいりました。確かに40年経過いたしますと、地権者の高齢化による農業の後継者不足など、社会情勢も変化してきましたし、平成24年度から歴まち事業でハード整備を実施してきたところであり、生活環境も改善され、住民の意識も変化してきていることから、保存管理計画書の内容の更新も必要と考えておるところです。

また、本年4月には文化財保護法の改正により、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しがなされました。改正で国指定等の文化財の管理団体は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる制度が新たに

設けられたところでは。

法の制度が変わりましたので、手を加えるということになりますと、見直しではなく、昭和53年に策定した保存管理計画の内容に活用を加えた、保存活用計画を新たに作成することになります。

齋宮跡の保存活用計画が国の認定を受けることによる効果といたしましては、現状変更等の国等ですね、国の許可等の手続きの弾力化等があります。また、今後予想される流れといたしましては、国の補助金等を受けていくには、やはりこういった計画の作成というのが求められてくるということも予想されますので、認定を受ける必要があることも考えておるところです。

しかしながら、そのことによって、やっぱりデメリット等も考えられますので、現在の保存管理計画のままでいくのか、また新たに保存活用計画を作成するのか、慎重に考えていく中で、今後の方向性を決めていきたいというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。この取り組みに関しましては、今までの経緯を踏まえましても、少なくとも2年か3年はかかるんだろうなというふうに思っております。

また、国、県、町、地権者の齋宮跡保存守る会、また地元自治会もあつて、ここら辺の調整の中で、まとめていかないかんということになるかと思えますので、是非ともちょっと時代にそぐわないところも出てきておると思えますので、町長言っていただいたので、是非とも早期に取り組んでいただくようお願い申し上げたいと思えます。

それから、最後にですね、歴史的風致維持向上計画というのが、平成24年から32年までの間で進められて、非常な成果をあげていただいたというふうに思っております。

これは国土交通省、文部科学省、農水省の3省で受けた事業でございます。今ですね、このことについてですね、第1次が終わって外部評価、自己評価もされておると思います。これのですね、第2次への取り組みというふうなことも言われております。

この第2次への取り組みというのが、今どのような状況にあるのか、どのようになっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 奥山議員の質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 失礼します。

歴史的風致維持向上計画の2期計画に向けての取り組みのご質問だと思うんですけど、以前の一般質問でもですね、お答えした記憶もございますけど、議員さんおっしゃる令和2年が最終年度でございます。

ですので、大方の整備につきましては、この第1期の事業で済んだわけなんですけど、それを活用していくというソフト面でのですね、取り組みというのも、これからまだまだ考えていかないといけないということの中で、次期、町の総合計画をにらみながらですね、この制度を活用していける事業があると思いますので、そういうのを含めて、できれば2期計画のほうに、申請していく方向性でですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

奥山議員。

○6番（奥山 幸洋） ありがとうございます。是非ともですね、第2次計画のほうもですね、ソフト面になるのかわかりませんが、是非とも進めていただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、奥山幸洋議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後 1時 55分）
